

香川県報



号 外

平成 16 年

10月 1 日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則（人事・行革課）

規 則

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「知事」の下に、「又は所長等」を加え、同条第三号中、「所長等」の下に、「又は小豆総合事務所次長」を加え、同条に次の一号を加える。

六 課長等 出先機関の課又は室の長、保健医療大学又は医療短期大学の事務局長、学

生部長及び図書館長並びに県立病院の事務局長、薬剤部長及び看護部長をいう。

第三条及び第四条を次のように改める。

（委任）

第三条 別表二、別表三及び別表四の事項の欄に掲げる事項であつて、これらの表の所長等委任の欄に 印をもつて示すもの（以下「所長等委任事項」といふ。）に係る権限は、所長等に委任する。この場合において、これらの表の決裁区分の欄の所長等の欄に 印をもつて示すものについては、所長等が決裁するものとする。

（専決）

第四条 所長等は、別表二、別表三及び別表四の事項の欄に掲げる事項（所長等委任事項を除く。）であつて、これらの表の決裁区分の欄の所長等の欄に 印をもつて示すもの（以下「所長等専決事項」といふ。）を専決することができる。

2 小豆総合事務所次長は、別表三の事項の欄に掲げる事項であつて、同表の決裁区分の欄の次長の欄に 印をもつて示すもの（以下「次長専決事項」といふ。）を専決することができる。

3 課長等は、別表二、別表三及び別表四の事項の欄に掲げる事項であつて、これらの表の決裁区分の欄の課長等の欄に 印をもつて示すもの（以下「課長等専決事項」といふ。）を専決することができる。

4 前二項の規定にかかわらず、小豆総合事務所次長又は課長等は、所長等の決裁することができる事項のうち所長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

5 所長等は、前項の規定により小豆総合事務所次長又は課長等が専決することができる事項を指定したときは、速やかにその旨を総務部長及び当該事項を所掌する部又は局長（知事公室長及び危機管理監を含む。）に報告しなければならない。その指定を変更し、又は取り消したときも、同様とする。

第五条第一項中、「は、別表二及び別表三の所長等専決事項の欄に掲げる事項」を、「にあつては所長等専決事項で、小豆総合事務所次長にあつては次長専決事項で、課長等にあつては課長等専決事項」に、同条第二項中、「別表二及び別表三の所長等委任事項の欄に掲げる事項」を、「所長等委任事項」に、「前項」を、「前項の規定」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2 小豆総合事務所次長が不在のときは、小豆総合事務所の主管課長又は主管室長が小豆総合事務所次長の決裁することのできる事項を代決することができる。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条中、「所長等」の下に、「小豆総合事務所次長又は課長等」を加え、同条を第九条とする。

第七条第一項中、「所長等」の下に、「小豆総合事務所次長又は課長等」を加え、「すみやかに」を、「速やかに」に改め、同条第二項中、「すみやかに所長等」を、「速やかに所長等

又は小豆総合事務所次長」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(課長等専決事項等の取扱いの特例)

第七条 課長等が不在のときは、その上司が、課長等の決裁することのできる事項を決裁することができる。

別表一から別表三までを次のように改める。

別表一（第二条 第六条関係）
出先機関及び代決者

出先機関名	代決者	
	第一順位	第二順位
政策部 香川県東京事務所	次長	あらかじめ所長が指定する職員
香川県小豆総合事務所	主管次長	主管課長又は主管室長
香川県消費生活センター	次長	
総務部 香川県消防学校	教頭	
香川県立文書館	次長	
香川県東讃県税事務所	次長	主管課長
香川県中讃県税事務所	次長	主管課長
香川県西讃県税事務所	次長	
香川県自治研修所	次長	
香川県青年センター	あらかじめ所長が指定する職員	
環境森林部 香川県環境保健研究センター	調査、研究、試験及び検査に関する事務については次長、その他の事務については総務企画課長	調査、研究、試験及び検査に関する事務については、あらかじめ所長が指定する研究主幹
香川県森林センター	あらかじめ所長が指定する職員	
香川県東部林業事務所	あらかじめ所長が指定する職員	
香川県西部林業事務所	あらかじめ所長が指定する職員	
健康福祉部 香川県直島環境センター	次長	
香川県東讃保健福祉事務所	次長	主管課長又は主管室長
香川県中讃保健福祉事務所	次長	主管課長又は主管室長
香川県西讃保健福祉事務所	次長	主管課長又は主管室長
香川県東讃保健所	主管課長又は主管室長	
香川県小豆保健所	主管課長	生活福祉課長

香川県中讃保健所	次長	主管課長又は主管室長
香川県西讃保健所	主管課長	生活福祉総務課長
香川県子ども女性相談センター	次長	主管課長
香川県子ども女性相談センター西部子ども相談センター	次長	あらかじめ所長が指定する職員
香川県立保育専門学校	教務については教頭、その他の事務については事務長	
香川県立斯道学園	次長	
香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所	次長	あらかじめ所長が指定する職員
香川県立川部みどり園	次長	主管課長
香川県知的障害者相談所	次長	あらかじめ所長が指定する職員
香川県精神保健福祉センター	指導課長	
香川県立保健医療大学	教務及び図書館に関する事務については副学長、その他の事務については事務局長	教務については学生部長、図書館に関する事務については図書館長、その他の事務については事務局長
香川県立医療短期大学	教務については学生部長、図書館に関する事務については図書館長、その他の事務については事務局長	あらかじめ学長が指定する職員
香川県食肉衛生検査所	次長	主管課長
香川県立中央病院	診療業務については副院長(副院長が置かれていないときは、あらかじめ院長が指定する主任部長)、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長(事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については庶務課長)
香川県立丸亀病院	診療業務については副院長(副院長が置かれていないときは、あらかじめ院長が指定する主任部長)、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長(事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については庶務課長)
香川県立津田病院	診療業務については副院長(副院長が置かれていないときは、あらかじめ院長が指定する主任部長)、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長(事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については庶務課長)
香川県立白鳥病院	診療業務については副院長(副院長が置かれていないときは、あらかじめ院長が指定する主任部長)、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長(事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については庶務課長)

農政水産部	香川県立がん検診センター	診療業務については副所長（副所長が置かれていないときは、あらかじめ所長が指定する主任部長）、その他の事務については事務局長	服務関係事務については、事務局次長
農政水産部	香川県立大阪事務所	次長	あらかじめ所長が指定する職員
農政水産部	香川県産業技術センター	試験、研究、調査及び指導に関する事務については次長又はあらかじめ所長が指定する研究主幹、その他の事務については総務課長	あらかじめ所長が指定する職員
農政水産部	香川県産業技術センター発酵食品研究所	次長	あらかじめ所長が指定する職員
農政水産部	香川県計量検定所	副校長	主管課長
農政水産部	香川県立高松高等技術学校	副校長	主管課長
農政水産部	香川県立丸亀高等技術学校	主管課長	総務課長
農政水産部	香川県栗林公園観光事務所	主管課長	試験研究及び調査研究に関する事務についてはあらかじめ場長が指定する研究主幹、その他の事務については総務課長
農政水産部	香川県農業試験場	副場長	試験研究及び調査研究に関する事務についてはあらかじめ場長が指定する研究主幹、その他の事務については総務課長
農政水産部	香川県農業試験場府中分場		
農政水産部	香川県農業試験場小豆分場		
農政水産部	香川県農業試験場満濃分場		
農政水産部	香川県園芸総合センター		
農政水産部	香川県農業試験場病害虫防除所		
農政水産部	香川県東讃農業改良普及センター	あらかじめ所長が指定する職員	
農政水産部	香川県小豆農業改良普及センター	あらかじめ所長が指定する職員	
農政水産部	香川県中讃農業改良普及センター	あらかじめ所長が指定する職員	
農政水産部	香川県西讃農業改良普及センター	あらかじめ所長が指定する職員	
農政水産部	香川県立農業大学校	副校長	主管課長
農政水産部	香川県畜産試験場	次長	試験研究、調査指導及び改良普及に関する事務についてはあらかじめ場長が指定する研究主幹、その他の事務については総務課長

一 一般関係事務		関係事務		事項		所長等委任		決裁区分	
2 帳票を作成し、又は改めること。		1 軽易な陳情等を処理すること。							
備考									
1 印の付されている出先機関は、支所、分場その他これらに類する出先機関である。									
別表二(第三条、第四条関係) 出先機関共通決裁事項									
土木部									
香川県長尾土木事務所				香川県東部家畜保健衛生所		病性鑑定室の事務については室長、その他の事務については主管課長		あらかじめ所長が指定する職員	
香川県高松土木事務所				香川県西部家畜保健衛生所					
香川県善通寺土木事務所				香川県東部家畜保健衛生所小豆支所					
香川県西讃土木事務所				香川県西部家畜保健衛生所西讃支所					
香川県高松港管理事務所				香川県東讃土地改良事務所					
				香川県中讃土地改良事務所					
				香川県西讃土地改良事務所					
				香川県水産試験場					
				香川県長尾土木事務所		次長		試験研究、調査指導及び改良普及に関する事務についてはあらかじめ場長が指定する研究主幹、その他の事務については総務課長	
				香川県高松土木事務所		次長		主管課長	
				香川県善通寺土木事務所		次長		主管課長	
				香川県西讃土木事務所		次長		主管課長	
				香川県高松港管理事務所		次長		主管課長	

<p>3 文書の庁外持出しを認めること。</p> <p>(2) 軽易なもの</p> <p>(1) (2)以外のもの</p>								<p>備考</p> <p>21 二輪自動車の届出及び原動機付自転車の申告をすること。</p> <p>20 道路交通法に規定する以外の安全運転管理者を選任及び解任をすること。</p> <p>19 整備管理者及び安全運転管理者の選任及び解任の届出をすること。</p> <p>18 所掌事務に係る証明並びに台帳等の謄本及び抄本の交付をすること。</p> <p>17 所掌事務に係る広報を実施し、又は刊行物を発行をすること。</p> <p>16 所管に係る職員住宅への入居を許可をすること。</p> <p>15 法令の規定に基づく検査、監督又は監視等を行う職員を指名をすること。</p> <p>14 庁舎の防火管理者及び火元責任者を定めること。</p> <p>13 庁舎内における文書、図書等の頒布若しくは掲示又は物品の販売等を許可をすること。</p> <p>12 庁舎内の会議室の使用を認めること。</p> <p>11 庁舎又はその内部の室への立入りを禁止をすること。</p> <p>10 庁舎敷地内における駐車を認めること。</p> <p>9 個人情報取扱の是正の申出に対する処理をすること。</p> <p>8 個人情報の開示請求及び訂正請求に対する決定期間を延長をすること。</p> <p>7 個人情報の開示請求及び訂正請求に対する決定をすること。</p> <p>6 行政文書の公開に係る手数料の減免を決定をすること。</p> <p>5 行政文書の公開請求に対する決定期間を延長をすること。</p> <p>4 行政文書の公開請求に対する決定をすること。</p> <p>(2) 軽易なもの</p> <p>(1) (2)以外のもの</p>
<p>1 庁舎管理規則の適用がある出先機関については、10、11及び13の事項は適用しない。</p> <p>2 支所及び分場の長(園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。)には、4から9まで及び12の事項のみを委任する。</p>								

<p>二 服務関係事務</p>	<p>1 内部組織の分掌事務及び所屬の職員の事務分掌を定めること。</p> <p>2 所長等の県内旅行（東京事務所長の東京都内、千葉県及び神奈川県への旅行並びに大阪事務所長の大阪府内及び近畿地方の他の府県への旅行を含む。）及び所屬の職員の内国旅行を命じ、及びその復命を受けること。</p> <p>3 所長等及び所屬の職員の休暇（病氣休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）及び部分休業の承認等を行うこと。</p> <p>4 所屬の職員の職務に専念する義務を免除すること（香川県事務決裁規程（昭和四十四年香川県訓令第二号）別表一の二の二の項事項の欄7及び別表三総務部人事・行革課の表三の項事項の欄4（2）に掲げるものを除く。）。</p> <p>5 所長等及び所屬の職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務を命ずること。</p> <p>6 所長等及び所屬の職員に対し、深夜勤務又は時間外勤務の制限が公務の正常な運営を妨げるかどうか等について通知すること。</p> <p>7 所長等及び所屬の職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>8 所長等及び所屬の職員の代休日指定すること。</p> <p>9 所長等及び所屬の職員の扶養親族を認定し、並びに通勤手当及び住居手当の月額を決定し、並びにこれらの確認をすること。</p> <p>10 臨時職員を雇用すること。</p>
	<p>三 補助金交付関係事務</p>
<p>備考</p> <p>1 支所及び分場の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）は、2、3、4（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び5から9までの事項のみを専決するものとする。</p> <p>2 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、2（県内旅行に限る。）、3、4（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び5から8までの事項のみを専決するものとする。</p> <p>1 補助事業者等に補助金の交付条件に係る指示をし、又は事業の遂行を命ずること。</p> <p>2 補助事業者等から報告を徴し、又は当該職員に実地調査等をさせること。</p> <p>備考</p> <p>1 所（香川県会計規則第二条第二号に定めるものをいう。以下同じ。）の場合に限る。</p>	

<p>四 建設工事執行関係 事務</p>	<p>1 一件五千万円未満の工事（以下この関係事務において「所管工事」という。）の施行又は変更を決定すること。</p>			
	<p>2 所管工事に係る入札執行責任者を指名すること。</p>			
	<p>3 所管工事に係る契約の予定価格又は最低制限価格を定めること。</p>			
	<p>4 所管工事に係る請負工事の下請負人を承認すること。</p>			
	<p>5 所管工事に係る前金払又は部分払を決定すること。</p>			
	<p>6 所管工事に係る工事検査員を任命すること。</p>			
	<p>7 所管工事の施行の中止若しくはその解除又は工期の延長を決定すること。</p>			
	<p>8 工事監督員を指名すること。</p>			
	<p>9 所管工事以外の工事に係る二十日以内の工事の施行の中止若しくはその解除又は二十日以内の工期の延長を決定すること。</p>			
	<p>10 所管工事以外の工事の請負代金の部分払の請求に係る出来形部分の検査をすること。</p>			
<p>五 土地収用法関係事務（起業者としての事務に限る。）</p>	<p>備考</p>			
	<p>1 所の場合に限る。</p>			
	<p>2 一件とは、契約単位の設計金額による。ただし、事業箇所について、これを分割して施行する場合及び年度により区分して施行する場合並びに工事変更等に伴い事業費が変更する場合には、分割若しくは区分前の設計金額又は当初の設計金額による。</p>			
	<p>3 小豆総合事務所所長を補佐する次長（以下「土木担当次長」という。）は、小豆総合事務所所長に委任された1（一件三千万円未満の工事に限る。）及び3から8までの事項を、常時、所長に代わって決裁するものとする。</p>			
	<p>1 土地調査及び物件調査を作成すること。</p>			
	<p>2 事業の準備等のため、他人の占有する土地に立ち入り、又はその命じた者等を立ち入らせること。</p>			
	<p>3 事業の事前説明会を開催すること。</p>			
	<p>4 土地の管理者等から意見書の提出を求めること。</p>			
	<p>5 事業の認定等の告示があつたときに、補償等について周知させるため必要な措置を講じること。</p>			
	<p>6 起業地内のすべての土地について必要な権利を取得した旨を届け出ること。</p>			
<p>六 財務関係事務</p>	<p>1 歳入の調定及び納入の通知をすること。</p>			
	<p>2 収入の原因となる契約（公有財産に係るもの及び特に指示したものを除く。）を締結すること。</p>			
	<p>3 一件の売却予定価格が五十万円未満の物品（生産品、収穫物及び特に指示したものを除く。）の処分を決定すること。</p>			

<p>4 生産品及び収穫物の処分を決定すること。</p>	<p>5 予算の令達額の範囲内における支出負担行為(工事施行に伴う委託料に係る支出負担行為にあつては、一件七百万円未満とする。)及び支出の命令をすること。</p>	<p>6 物品の出納を通知すること。</p>	<p>7 不用品の決定をすること。</p>	<p>8 保管換えの決定をすること。</p>	<p>9 分類換えの決定をすること。</p>	<p>10 債権の管理をすること。</p>	<p>11 収入の更正又は訂正をすること。</p>	<p>12 支出の更正又は訂正をすること。</p>	<p>13 歳入の戻出又は歳出の戻入を決定すること。</p>	<p>14 歳入歳出外現金及び保管有価証券の受入れ又は払出しを決定すること。</p>	<p>15 歳入歳出外現金及び保管有価証券の受払の通知をすること。</p>	<p>16 資金前渡職員を指定すること(集中管理に係る給与の資金前渡職員の指定を除く。)()。</p>	<p>17 予算の令達額の範囲内における前金払又は部分払を決定すること。</p>	<p>18 次に掲げる行政財産の使用の許可をし、許可の条件を変更し、又は許可を取り消すこと。 イ 使用期間が一月未満又は使用面積が十平方メートル未満である使用 ロ 電柱、電線、郵便差出箱、公衆電話所、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの設置による使用</p>	<p>19 行政財産の使用許可期間を更新すること(18の許可に係るものに限る。)()。</p>	<p>20 行政財産の使用許可事項の変更を承認すること(18の許可に係るものに限る。)()。</p>	<p>21 行政財産の使用料を減免すること(18の許可に係るものに限る。)()。</p>	<p>22 次に掲げる公有財産の貸付けの決定をし、条件を変更し、又は契約を解除すること(無償又は時価より低い価格で貸し付ける場合を除く。)()。 イ 貸付期間が一月未満又は貸付面積が十平方メートル未満である貸付け ロ 電柱、電線、郵便差出箱、公衆電話所、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものに関する貸付け</p>	<p>23 公有財産の貸付期間を更新すること(22の貸付けに係るものに限る。)()。</p>			
------------------------------	---	------------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------------	--	---------------------------------------	--	--	---	--	---	---	---	---	--	--	--

別表三(第三条 第四条関係)
小豆総合事務所の個別決裁事項

課 名	関 係 事 務	事 項	決 裁 区 分			
			所長等 委任	所長等	次長	課長等
税務課	一 地方税法関係事務 法：地方税法 政：地方税法 施行令 規：香川県税条例施行規則	<p>1 督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。(法十一条二項、六十六条一項、七十一條の十七第一項、七十一條の三十八第一項、七十一條の五十八第一項、七十二條の六十六第一項、七十三條の三十四第一項、七十四條の二十五第一項、九十二條一項、百六十五條一項、百九十八條一項、六百九十九條の二十三第一項、七百條の三十六第一項、七百條の六十四第一項)</p> <p>2 徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類について、郵便等による送達、交付送達又は公示送達をすること。(法二十條一項、二十條の二第一項)</p> <p>3 納税証明書を交付すること。(法二十條の十)</p> <p>4 地方税に関する調査について、官公署等に対し協力を求めること。(法二十條の十一)</p> <p>5 滞納者の財産について、金融機関等に照会すること。(法四十八條一項、六十八條六項、七十一條の十九第六項、七十一條の四十第六項、七十一條の六十第六項、七十二條の六十八第六項、七十三條の三十六第六項、七十四條の二十七第六項、九十四條六項、百六十七條六項、二百條六項、六百九十九條の二十五第六項、七百條の三十八第六項、七百條の六十六第六項、国税徴収法百四十一條三号)</p>				

24	公有財産の貸付事項の変更を承認すること(22の貸付けに係るものに限る。)	<p>備考</p> <p>1 所の場合に限る。ただし、6の事項については所以外の出先機関の長に、4及び6の事項については次に掲げる場、分場、センター及び支所の長について適用する。</p> <p>(1) 香川県産業技術センター発酵食品研究所</p> <p>(2) 香川県農業試験場府中分場</p> <p>(3) 香川県農業試験場小豆分場</p> <p>(4) 香川県農業試験場満濃分場</p> <p>(5) 香川県園芸総合センター</p> <p>(6) 香川県西部家畜保健衛生所西讃支所</p> <p>2 5の事項の一件とは、契約単位の設計金額による。ただし、委託業務の変更等に伴い委託代金額が変更する場合にあつては、当初の設計金額による。</p> <p>3 土木担当次長は、小豆総合事務所長に委任された5の事項のうち、一件三百万円未満の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、一件五千万円未満の公有財産購入費並びに一件五千万円未満の補償、補填及び賠償金に係るものを、常時、所長に代わつて決裁するものとする。</p>
----	--------------------------------------	--

<p>6 滞納整理小票を徴税吏員に交付し、及び滞納整理の内容についての報告を受けること。(規四十六条)</p>	<p>7 個人の県民税の賦課徴収に関する書類の閲覧又は記録を町長及び税務署長に請求すること。(法四十六条四項・五項)</p>	<p>8 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。(法五十三条四十五項から四十八項まで)</p>	<p>9 法人の県民税に係る法人税額等の分割の基準となる従業者数の修正等を行った旨を関係都道府県知事に通知すること。(法五十八条六項)</p>	<p>10 法人の県民税の賦課徴収について、法人税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長に対し請求すること。(法六十三条一項)</p>	<p>11 法人税額等を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。(法六十三条三項・四項)</p>	<p>12 法人の事業税の賦課徴収について、法人に対し必要な書類の提出を求めること。(法七十二條の三十四)</p>	<p>13 法人の事業税について課税標準の総額の更正等又は分割基準の修正等を行った旨を関係都道府県知事に通知すること。(法七十二條の四十九第十一項)</p>	<p>14 法人の事業税の賦課徴収について、法人税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長に対し請求すること。(法七十二條の四十九の二)</p>	<p>15 法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の承認等を行い、並びにその旨を法人及び関係都道府県知事に通知すること。(法七十二條の二十五第三項・五項、法七十二條の二十八第二項、政二十四條の四第二項・四項・六項、二十四條の四の三)</p>	<p>16 個人の事業税について決定した個人の所得を税務署長に通知すること。(法七十二條の五十八)</p>	<p>17 個人の事業税の賦課徴収について、所得税又は県民税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長及び町長に対し請求すること。(法七十二條の五十九)</p>	<p>18 個人の事業税の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条四十四條)</p>	<p>19 不動産取得税の賦課徴収について、固定資産課税台帳等の閲覧又は記録を町長に請求すること。(法七十三條の二十三)</p>	<p>20 不動産取得税の賦課徴収について、不動産を取得した者に対し必要な報告を求めること。(条四十七條三項)</p>
---	--	---	---	--	---	---	--	--	---	---	---	---	--	---

<p>環境管理室</p>	<p>一 大気汚染防止法関係事務 (県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 法：大気汚染防止法 省：大気汚染防止法施行規則</p>	<p>21 自動車税の納税義務者を変更すること。(法百四十五条一項・二項)</p> <p>22 自動車税の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条九十条四項)</p> <p>23 町及び特別徴収義務者への交付金を決定し、交付すること。</p> <p>1 納税貯蓄組合(以下この関係事務において「組合」という。)(又は納税貯蓄組合連合会)以下この関係事務において「連合会」という。)(の規約の届出を受けること。(法二条一項、十条の二))</p> <p>2 組合又はその組合員に質問し、若しくは当該組合の帳簿書類を検査し、又は当該職員に質問等をさせること。(法十一条一項)</p> <p>3 連合会若しくはその直接若しくは間接の構成員たる連合会、組合若しくはその組合員に質問し、又は当該職員に質問させること。(法十一条二項)</p> <p>4 組合又は連合会の解散の届出を受けること。(法十三条)</p> <p>5 組合である旨の証明書を交付すること。(政二条一項)</p> <p>6 連合会への補助金を決定し、及び交付すること。</p> <p>1 ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法六条一項、十八条の六第一項、省九条、十条の三)</p> <p>2 一の施設がばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設となつた場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法七条一項、十八条の七第一項、省九条、十条の三)</p> <p>3 ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法八条一項、十八条の六第三項、省九条、十条の三)</p> <p>4 ばい煙排出者又は特定粉じん排出者に対し、ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(法九条、十八条の八)</p> <p>5 ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設の設置等の制限期間を短縮すること。(法十条二項、十八条の十三第一項)</p> <p>6 ばい煙発生施設等の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法十一条、十二条三項、十八条の十三第二項)</p> <p>7 ばい煙発生施設の設置者等から発生した事故の状況の通報を受けること。(法十七条二項)</p> <p>8 一般粉じん発生施設の設置又は構造等の変更の届出を受けること。(法十八条一項・三項)</p>
--------------	---	---

<p>三 ダイオキシ</p>	<p>1 特定施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法十二条一項、省五条)</p>																										

二 水質汚濁防止法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く)
 法：水質汚濁防止法
 省：水質汚濁防止法施行規則

<p>ン類対策特別措置法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。)</p> <p>法：ダイオキシン類対策特別措置法</p> <p>省：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則</p>	<p>四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</p> <p>関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。)</p> <p>法：特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</p>	<p>五 公害防止条例関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 一の施設が特定施設となつた場合等に、当該施設の設置者等から届出を受けること。(法十三条一項・二項) 3 特定施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法十四条一項、省五条) 4 特定施設を設置しようとする者等に対し、特定施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(法十五条) 5 特定施設の設置等の制限期間を短縮すること。(法十七条二項) 6 特定施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法十八条、十九条三項) 7 特定施設の設置者から発生した事故の状況の通報を受けること。(法二十三条二項) 8 大気基準適用施設等の設置者からダイオキシン類による汚染状況の測定結果の報告を受けること。(法二十八条三項) 9 特定施設の状態等必要な事項の報告を求め、又は当該職員に特定事業場の立入検査をさせること。(法三十四条一項) 1 公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにそれらの代理者の選任、死亡又は解任の届出を受けること。(法三条三項、四条三項、五条三項、六条二項) 2 公害防止統括者等に係る届出をした特定事業者の地位の承継の届出を受けること。(法六条の二第二項) 3 公害防止統括者等の職務の実施状況の報告を求め、又は当該職員に特定工場の立入検査をさせること。(法十一条一項)
		<ol style="list-style-type: none"> 1 ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法十六条一項、規三十六条) 2 一の施設がばい煙発生施設となつた場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法十七条一項、規三十六条) 	

係る事務を除く。 例 香川県公害防止条例施行規則	3 ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条十八条一項、規三十六条)			
	4 ばい煙排出者に対し、ばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(条十九条)			
	5 ばい煙発生施設の設置等の制限期間を短縮すること。(条二十条二項)			
	6 ばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(条二十一條、二十二条三項)			
	7 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条二十八条一項、規三十六条)			
	8 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条二十八条三項、規三十六条)			
	9 一の施設が粉じん発生施設となつた場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条二十九条一項、規三十六条)			
	10 粉じん発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(条三十二条)			
	11 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条三十四条一項、規三十六条)			
	12 一の施設が汚水等排出施設となつた場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条三十五条一項、規三十六条)			
	13 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条三十六条一項、規三十六条)			
	14 排水水を排出する者に対し、汚水等排出施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(条三十七条)			
	15 汚水等排出施設の設置等の制限期間を短縮すること。(条三十八条二項)			
	16 汚水等排出施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(条四十二条)			
	17 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条七十条二項)			
	18 特定施設の状態等必要な事項の報告を求め、又は当該職員に特定工場等の立入検査をさせること。(条七十一条一項)			

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務
 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 省：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

1	一般廃棄物処理施設（焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。2及び5の事項において同じ。）の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更を許可すること。（法八条一項、九条一項）			
2	一般廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認めること。（法八条の二第五項、九条二項）			
3	一般廃棄物処理施設の変更、廃止、休止若しくは再開又は埋立処分終了の届出を受けること。（法九条三項・四項、九条の三第十項）			
4	一般廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることを確認すること。（法九条五項）			
5	一般廃棄物処理施設の設置者に対し、当該施設の改善等を命じ、又はその施設の許可を取り消すこと。（法九条の二第一項、九条の二の二第一項・二項）			
6	一般廃棄物処理施設の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更の届出を受けること。（法九条の三第一項・七項）			
7	一般廃棄物処理施設の設置の届出に係る計画の変更等を命じ、又は当該届出の内容が相当であると認めること。（法九条の三第三項・四項・八項）			
8	一般廃棄物処理施設の設置者等に対し、当該施設につき必要な改善等を命ずること。（法九条の三第九項）			
9	一般廃棄物処理施設の譲受け等を許可すること。（法九条の五第一項）			
10	一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併等を認可すること。（法九条の六第一項）			
11	一般廃棄物処理施設の設置者の相続による地位の承継の届出を受けること。（法九条の七第二項）			
12	産業廃棄物管理票に関する報告書を受けること。（法十二条の三第六項）			
13	産業廃棄物を生ずる事業者等に対し、その適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。（法十二条の六）			
14	産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可及びその更新をすること。（法十四一条一項・二項・六項・七項、十四条の四第一項・二項・六項・七項）			
15	産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の範囲の変更を許可すること。（法十四条の二第一項、十四条の五第一項）			
16	産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出を受けること。（法十四条の二第三項、十四条の五第三項）			

<p>七 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例関係事務 条：香川県に</p>			<p>1 当該職員に循環事業者の営業所等の立入検査をさせること。(条十一条一項)</p>	<p>17 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止を命じ、又はその許可を取り消すこと。(法十四条の三、十四条の三の二、十四条の六)</p> <p>18 産業廃棄物処理施設(焼却施設及び産業廃棄物の最終処分場を除く。19及び23の事項において同じ。)の設置又は当該施設において処理する産業廃棄物の種類等の変更を許可すること。(法十五条一項、十五条の二の五第一項)</p> <p>19 産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認めること。(法十五条の二第五項、十五条の二の五第二項)</p> <p>20 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受け、及びその受理書を交付し、又は届出に係る産業廃棄物処理施設の種類等の変更等の届出を受けること。(法十五条の二の四、省十二条の七の七第四項・五項)</p> <p>21 産業廃棄物処理施設の変更、廃止、休止若しくは再開又は埋立処分の終了の届出を受けること。(法十五条の二の五第三項、九条三項・四項)</p> <p>22 産業廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることを確認すること。(法十五条の二の五第三項、九条五項)</p> <p>23 産業廃棄物処理施設の設置者に対し、当該施設の改善等を命じ、又はその施設の許可を取り消すこと。(法十五条の二の六、十五条の三)</p> <p>24 産業廃棄物処理施設の譲受け等を許可すること。(法九条の五第一項、十五条の四)</p> <p>25 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併等を認可すること。(法九条の六第一項、十五条の四)</p> <p>26 産業廃棄物処理施設の設置者の相続による地位の承継の届出を受けること。(法九条の七第二項、十五条の四)</p> <p>27 事業者等から報告を徴し、当該職員に事務所等の立入検査をさせ、又は廃棄物等を収去させること。(法十八条一項、十九条一項)</p> <p>28 産業廃棄物収集運搬業者等に対し、産業廃棄物の保管等の方法の変更等を命ずること。(法十九条の三第二号)</p>	
--	--	--	--	---	--

おける県 外産業廃 棄物の取 扱いに関 する条例	八 浄化槽法関 係事務 法：浄化槽法 条：浄化槽保 守点検業 者の登録 に関する 条例	九 水道法関係 事務 法：水道法
	<p>1 浄化槽の設置等の届出を受けること。(法五条一項)</p> <p>2 浄化槽の設置等の届出者に対し、勧告をすること。(法五条二項)</p> <p>3 浄化槽の設置等の届出者に対し、当該届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。(法五条四項)</p> <p>4 浄化槽管理者から浄化槽の使用開始又は技術管理者若しくは浄化槽管理者の変更の報告書を受けすること。(法十条の二)</p> <p>5 浄化槽管理者等に対し、助言、指導又は勧告をすること。(法十二条一項)</p> <p>6 浄化槽管理者等に対し改善措置を命じ、又は浄化槽管理者に対し浄化槽の使用の停止を命ずること。(法十二条二項)</p> <p>7 浄化槽管理者等から報告を徴し、又は当該職員に事務所等の立入検査をさせること。(法五十三条一項・二項)</p> <p>8 浄化槽保守点検業者の登録をし、変更の登録をし、又は登録を抹消すること。(条三条一項、七条一項、十四条一項)</p> <p>9 浄化槽保守点検業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。(条十二条一項)</p> <p>10 浄化槽保守点検業者から報告を徴し、又は当該職員に事務所等の立入検査をさせること。(条十五条一項・二項)</p>	<p>1 簡易専用水道設置者に対し、当該簡易専用水道の管理に関し必要な措置をとるべき旨を指示すること。(法三十六条三項)</p> <p>2 簡易専用水道設置者に対し、給水の停止を命ずること。(法三十七条)</p> <p>3 専用水道設置者から工事の施行状況等について報告を徴し、又は当該職員に水道工事現場等の立入検査をさせること。(法三十九条一項)</p> <p>4 簡易専用水道設置者から簡易専用水道の管理について報告を徴し、又は当該職員に簡易専用水道の用に供する施設の在る場所等の立入検査をさせること。(法三十九条三項)</p>

<p>生活福祉課</p>	<p>一 生活保護法 関係事務 法：生活保護 法</p>	<p>1 申請による保護の開始を決定すること。(法二十四条一項) 2 申請による保護の変更を決定すること。(法二十四条五項) 3 職権による保護の開始を決定すること。(法二十五条一項) 4 職権による保護の変更を決定すること。(法二十五条二項) 5 保護の停止又は廃止を決定すること。(法二十六条) 6 被保護者に生活の維持、向上等のための指導又は指示をすること。(法二十七条一項) 7 当該職員に要保護者の居住場所の立入調査をさせ、又は当該要保護者に指定医師等の検診を受けるべき旨を命ずること。(法二十八条一項)</p>
<p>森林整備室</p>	<p>一 森林法関係 事務 法：森林法</p>	<p>1 保安林等における立木の伐採又は立竹の伐採等を許可すること。(法三十四条一項・二項、四十四条) 2 保安林等における立木の伐採、択伐又は間伐の届出を受け、その旨を町長に通知すること。(法三十四条八項から十項まで、三十四条の二第一項・四項、三十四条の三、四十四条) 3 保安林等における択伐又は間伐の計画を変更すべき旨を命ずること。(法三十四条の二第二項、三十四条の三第二項、四十四条)</p>
<p>二 補助金交付 関係事務</p>	<p>1 団体営林道事業についての農林水産大臣が定める軽微な変更(補助金の額の変更に係るものを除く。)を承認すること。 2 単独県費補助林道事業及び単独県費補助治山事業の事業内容の変更(補助金の額の変更に係るものを除く。)を承認すること。 3 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 イ 単独県費補助造林事業 ロ 単独県費補助林道事業 ハ 単独県費補助治山事業</p>	<p>1 手数料の前納の特例を承認すること。(条三条ただし書) 2 既納の手数料の不還付の特例を承認すること。(条四条ただし書) 3 実費を基準として試験検査等の手数料の額を定めること。(条別表)</p>
<p>十 試験検査等 手数料条例関 係事務 条：香川県保 健衛生及 び環境関 係試験検 査等手数 料条例</p>	<p>一 試験検査等 手数料条例関 係事務 条：香川県保 健衛生及 び環境関 係試験検 査等手数 料条例</p>	<p>1 試験検査等手数料の額を定めること。(条別表)</p>

	健康福祉課	
	<p>一 母子及び寡婦福祉法関係事務 法：母子及び寡婦福祉法 政：母子及び寡婦福祉法施行令</p> <p>二 児童福祉法関係事務 法：児童福祉法</p>	<p>8 立入調査を拒否し、又は検診命令に従わない要保護者に対し、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。（法二十八条四項）</p> <p>9 指示等に従わない被保護者に対し、保護の変更、停止又は廃止を決定すること。（法六十二条三項）</p> <p>10 急迫保護等を受けた被保護者に対する費用の返還の額を決定すること。（法六十三条）</p> <p>11 死亡した被保護者の遺留金品を処分すること。（法七十六条一項）</p> <p>12 被保護者の扶養義務者又は不正受給者等から保護に要した費用を徴収すること。（法七十七条一項、七十八条）</p> <p>13 扶養義務者と協議が調わない場合に、扶養義務者の負担すべき額について家庭裁判所に申し立てること。（法七十七条二項）</p> <p>14 被保護者からの保護金品の返還を免除すること。（法八十条）</p> <p>15 被保護者の後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。（法八十一条）</p> <p>1 母子福祉資金又は寡婦福祉資金（以下この関係事務において「母子福祉資金等」という。）の貸付けを決定すること。（法十三条、十四条、三十二条一項・三項）</p> <p>2 母子福祉資金等に係る償還金を徴収すること。（政八条三項、三十七条二項）</p> <p>3 事業開始資金等の据置期間を延長すること。（政八条五項、三十七条二項）</p> <p>4 修学資金の交付の停止又はその減額を決定すること。（政十一条、三十八条）</p> <p>5 修学資金等の貸付けを停止すること。（政十二条、三十八条）</p> <p>6 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に貸付金の一時償還を請求すること。（政十六条、三十八条）</p> <p>7 母子福祉資金等の貸付けを受けた者から違約金を徴収し、又は支払期日に支払わないことに災害その他やむを得ない理由があることを認定すること。（政十七条、三十八条）</p> <p>8 母子福祉資金等に係る納付金を徴収すること。（政十八条、三十八条）</p> <p>9 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払猶予を決定し、又は連帯借主が支払期日に償還金を支払うことができること等を認定すること。（政十九条一項、三十八条）</p> <p>1 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産施設において助産を行うこと。（法二十二条一項）</p> <p>2 保護者及び児童を母子生活支援施設において保護し、又は適当な施設への入所のおつせん等を行うこと。（法二十三条一項）</p>

<p>三 身体障害者福祉法関係事務 法：身体障害者福祉法 政：身体障害者福祉法 省：身体障害者福祉法 施行規則</p>	<p>四 公職選挙法関係事務 政：公職選挙法 法：公職選挙法</p>	<p>五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係事務 法：特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p>	<p>3 児童委員等に児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること。(法二十九条)</p> <p>4 母子生活支援施設に入所した児童について、満二十歳に達するまで、引き続き当該施設において保護すること。(法三十一条一項)</p>	<p>5 児童福祉施設(町立保育所に限る。)の設備等の最低基準を維持するため、当該施設の長等に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは立入検査をさせること。(法四十六条一項)</p>	<p>6 扶養義務者等の負担能力を認定すること。(法五十六条一項)</p> <p>7 扶養義務者等から措置に要する費用を徴収すること。(法五十六条二項)</p>	<p>8 児童福祉施設の産休等代替職員の任用を承認すること。</p> <p>1 身体障害者手帳を交付し、又は再交付すること。(法十五条四項、政十条一項・三項)</p> <p>2 身体障害者手帳の返還を受けること。(法十六条一項、省七条二項、八条二項)</p>	<p>3 指定医療機関の管理者から診療報酬の請求について報告を徴し、又は当該職員に診療録等の検査をさせること。(法十九条の六第一項)</p> <p>4 身体障害者の氏名又は居住地の変更の届出を受け、及び関係都道府県知事に通知すること。(政九条二項・四項・六項)</p>	<p>1 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者について、両下肢等の障害の程度を証明すること。(政五十九条の二第一号)</p>	<p>1 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給資格を認定し、手当を支給すること。(法十七条、十九条、二十六条の二、二十六条の五)</p> <p>2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給を停止し、又は支払を一時差し止めること。(法二十条、二十一条、二十六条、二十六条の五)</p> <p>3 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者から不正利得を徴収すること。(法二十四条一項、二十六条の五)</p> <p>4 特別障害者手当の支給の調整を行うこと。(法二十六条の四)</p>
---	--	---	---	---	--	---	--	---	--

<p>土地改良課</p>	<p>一 一般関係事務</p>	<p>七 戦傷病者特別援護法関係事務 法：戦傷病者特別援護法</p>	<p>六 介護保険法関係事務 法：介護保険法</p>
<p>1 農林漁業資金貸付対象土地改良事業の完了認定をすること。</p>	<p>1 補装具の支給若しくは修理又はこれらに代わる費用の支給を決定すること。(法二十一条一項・四項)</p>	<p>1 指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この関係事務において「指定居宅介護支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査すること。(法八十三条一項)</p>	<p>1 居室サービス又は居宅介護支援(これらに相当するサービスを含む。以下この関係事務において「居室サービス等」という。)を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた居室サービス等に関し、報告若しくは当該居室サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させること。(法二十四条一項)</p>
<p>2 農業水利を調整すること。</p>	<p>2 戦傷病者等から援護に関する報告を徴し、又は戦傷病者に医師の受診を命ずること(補装具に係るものに限る。)(法二十四条)</p>	<p>2 介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該介護給付等に係る居室サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させること。(法二十四条二項)</p>	<p>2 障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格者に対し、物件の提出を命じ、若しくは当該職員に質問させ、又は指定医師の受診を命じ、若しくは当該職員に診断させること。(法三十六条一項・二項)</p>
<p>3 県営土地改良事業の施行に伴つ保安林における立木の伐採又は立竹の伐採等の許可を申請すること。(森林法三十四条一項・二項)</p>	<p>3 指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。(法七十六条一項)</p>	<p>3 指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。(法七十六条一項)</p>	
<p>4 県営土地改良事業の施行に伴つ道路に関する工事について道路管理者に承認願をし、又は道路の占用の許可を申請すること。(道路法二十四条、三十二条一項・三項)</p>			

	<ol style="list-style-type: none"> 5 県営土地改良事業の施行に伴う河川区域、河川保全区域又は河川予定地における工事等の承認願をし、又は許可を申請すること。(河川法二十条、二十三条から二十五条まで、二十六条一項、二十七条一項、二十八条、五十五条一項、五十七条一項) 6 農業漁業金融公庫の貸付対象事業に係る補助金交付状況調書を農林漁業金融公庫へ提出すること。 7 土地改良財産の境界について協議し、確定すること。 8 県営土地改良事業に係る用地、物件及び地上権その他の権利の取得及び補償に関する契約を締結すること。 9 県営土地改良事業の施行に係る登記を囑託すること。 10 天災地変その他非常の場合の応急措置を講ずること。
<p>二 土地改良法 関係事務 法 土地改良 法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営土地改良事業(換地を伴うものに限る。)の計画変更に係る国有地等の地区編入の変更を申請すること及び宅地等編入同意を得ること。(法五条六項・七項、八十七条の三第六項) 2 土地改良区の役員就任等の届出を受けること。(法十八条十六項、八十四条) 3 土地改良区の定款の変更、土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業を行うことを認可すること。(法三十条二項、四十八条一項) 4 災害のための応急工事計画を認可し、又は協議に応じて同意すること。(法四十九条、八十四条、九十六条の四) 5 換地計画の適否を決定し、又は換地計画若しくはその変更を認可すること。(法五十二条の二第一項、五十二条の四第一項、五十三条の四第二項) 6 換地処分をした旨の届出を受けること。(法五十四条三項、九十六条、九十六条の四) 7 土地改良区の解散を認可すること。(法六十七条二項) 8 土地改良区が解散したときの清算人の届出を受けること。(法六十八条、八十四条) 9 土地改良区の清算が終了した旨の届出を受けること。(法七十六条、八十四条) 10 土地改良区等からの申出に係る土地改良施設を管理すること。(法九十三条) 11 農業協同組合等の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止を認可すること。(法九十五条三項、九十五条の二第三項) 12 町の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止について協議に応じ、同意すること。(法九十六条の二第五項、九十六条の三第五項)
<p>規 土地改良 法施行細 則</p>	

<p>13 土地改良事業の着手及び完了の届出を受けること。(法百十三条の二第一項)</p>				
<p>14 土地改良事業調査のため、当該職員に他人の土地に立ち入つて測量又は検査をさせること。(法百十八条一項)</p>				
<p>15 土地改良事業の施行の障害となる物件を移転し、除去し、又は取り壊すこと。(法百十九条)</p>				
<p>16 土地改良区等からその事業に関する報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況の検査をすること。(法百三十二条一項)</p>				
<p>17 委託施設の他目的への使用等を承認すること。(条六条)</p>				
<p>18 委託施設の原形に変更を及ぼす工事を承認すること。(条七条)</p>				
<p>19 委託施設の滅失等の報告を受けること。(条八条)</p>				
<p>20 土地改良区、土地改良区連合及び共同施行者から規約その他の届出を受けること。(規二条、三条、四条二項、五条から七条まで、十条)</p>				
<p>21 団体営土地改良事業に係る専門技術者の委嘱を行うこと。</p>				
<p>22 土地改良財産の譲与に伴つ土地の所有権移転登記承諾書及び土地改良事業該当地証明書の交付をすること。</p>				
<p>1 海岸保全区域及び一般公共海岸区域(以下この関係事務において「海岸保全区域等」という。)内における占用若しくは行為(土石の採取を除く。)を許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に応ずること。(法七条一項、八条二項二号・三号、十条二項、三十七条の四、三十七条の五第二号・三号、規十条)</p>				
<p>2 海岸保全区域等内における占用の許可の更新で許可の期間以外の条件に変更のないものを許可すること。(規五条二項)</p>				
<p>3 法令の規定等に違反した者又は海岸保全区域等の占用の許可を受けた者に対し、当該許可の取消しその他の監督処分をすること(1の許可に係るものに限る。)(法十二条一項・二項、三十七条の八)</p>				
<p>4 海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画を承認し、又は当該承認に代わる国等からの協議に応ずること(施行面積が三百平方メートル未満のものに限る。)(法十三条)</p>				
<p>5 海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等を当該施設に関する工事と併せて施行すること(工事の施行につき所長が権限を有するものに限る。)(法十七条一項)</p>				

三 海岸法関係事務(農林水産省所管の海岸(漁港区域に係るものを除く。)に係る事務に限る。)
 法 海岸法
 条 香川県海岸占用料等に関する条例
 規 香川県海岸管理規則

<p>五 ため池の保全に関する条例関係事務 例：ため池の保全に関する条例</p>	<p>四 地すべり等防止法関係事務（農林水産省所管の地すべり防止区域に係る事務に限る。） 法：地すべり等防止法</p>	<p>6 海岸保全区域等に関する調査等のため、他人の土地等に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。（法十八条一項、三十七条の八）</p> <p>7 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し、報告等を求め、又は当該職員に海岸保全施設の立入検査をさせること。（法二十条一項）</p> <p>8 負担金等を納付しない者に督促し、又は延滞金を徴収すること。（法三十五条一項から三項まで、三十七条の八）</p> <p>9 占用料等を徴収し、減免し、又は還付すること。（条一条、四条、六条ただし書）</p> <p>10 工事の完了の届出を受けること。（規十一条）</p> <p>11 工事の完了又は原状回復等の検査をすること。（規十一条、十四条）</p> <p>12 許可を受けた者の住所又は氏名の変更等の届出を受けること。（規十二条）</p> <p>13 許可によつて生ずる権利義務を他人に譲渡することを許可すること（1の許可に係るものに限る。）。（規十三条ただし書）</p> <p>14 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。（規十三条の二第二項）</p> <p>15 許可に係る場所を原状に回復する必要がないと認めること（1の許可に係るものに限る。）。（規十四条ただし書）</p> <p>1 地すべり防止区域に関する調査等のため、当該職員を他人の土地に立ち入らせ、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。（法十六条）</p> <p>2 地すべり防止区域内の居住者に立退きを指示すること。（法二十五条）</p> <p>1 ため池の状況又はその変更の届出を受けること。（条四条一項）</p> <p>2 ため池の埋立ての届出を受けること。（条四条二項）</p> <p>3 ため池における禁止行為を許可すること。（条五条一項）</p> <p>4 ため池の管理状況の報告を徴し、又は当該職員に管理の状況の検査をさせること。（条六条）</p> <p>5 災害防止のための必要な措置をとるよう管理者に勧告すること。（条七条）</p>						
---	--	---	--	--	--	--	--	--

監理課		一 一般関係事務		六 補助金交付関係事務	
二 国有財産法関係事務 法：国有財産法 政：国有財産		1 土木事業の施行に係る用地、物件及び地上権その他の権利の取得及び補償に関する契約を締結すること。 (1) 支負担行為を行う時に出納長の事前合議が必要なもの (2) (1)以外のもの		1 団体営土地改良事業についての農林水産大臣が定める軽微な変更（補助金の額の変更に係るものを除く。）を承認すること。	
2 当該職員を他人の占有する土地に立ち入らせ、又はその通知をすること。（法三十一条の二第一項・二項、政六条十項、条十四条）		2 補助金の額を内定し、補助金の交付を決定すること。		2 単独県費補助土地改良事業の事業内容の変更（補助金の額の変更に係るものを除く。）を承認すること。	
3 天災地変その他非常の場合の応急措置を講ずること。		(3) 補助金の返還を命ずること。		3 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 イ 団体営土地改良事業 ロ 単独県費補助土地改良事業 ハ 農地等集団化事業	
1 面積が千平方メートル未満の公共用財産（ため池を除く。）の用途を廃止し、又は用途廃止によつて生じた普通財産を財務局長に引き継ぐこと。（法八条、政六条十項）		(4) 農林水産大臣が定める軽微な変更を承認すること。		4 団体営災害復旧事業（単独県費補助に係るものを除く。）に係る次の事務を処理すること。 (1) 補助金の額を内定し、補助金の交付を決定すること。 (2) 補助金の交付の決定を取り消すこと。 (3) 補助金の返還を命ずること。	
2 当該職員を他人の占有する土地に立ち入らせ、又はその通知をすること。（法三十一条の二第一項・二項、政六条十項、条十四条）		(5) 指令前着工を承認すること。			
2 土木事業の施行に係る取得用地の登記を囑託すること。		(6) 補助金の額を確定すること。		6 管理者に対し、ため池の保全に関する技術的援助を行うこと。（条八条）	

<p>法施行令 香川県公 共用財産 管理條例 香川県公 共用財産 管理條例 施行規則</p>	<p>三 一 一般海域管 理條例関係事 務 香川県一 般海域管 理條例 香川県一 般海域管 理條例施 行規則</p>	<p>3 公共用財産に係る次に掲げる行為を許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に基づく権利の譲渡を許可すること。(条三条一項、九条ただし書) イ 期間が一年以内の使用 ロ 建築物、土地等の出入口用床版架設を目的とする使用 ハ 電柱、水道管、ガス管等の設置を目的とする使用 ニ 広告物の設置を目的とする使用</p>	<p>4 公共用財産の使用の継続を許可すること。(条三条一項、規三条)</p>	<p>5 使用料を徴収し、又は還付すること。(条四条、八条ただし書)</p>	<p>6 使用料を減免すること。(条六条)</p>	<p>7 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(条十条二項)</p>	<p>8 公共用財産に係る行為の許可を取り消し、その条件を変更し、又は新たに条件を付すること(3及び4の許可に係るものに限る。)(条十二条)</p>	<p>9 許可に係る工事の着手等の届出を受け、又は許可を受けた者の氏名等の変更の届出を受け ること。(規五条一項・二項、六条)</p>	<p>10 許可に係る工事の完了又は原状回復の検査をすること。(規五条三項)</p>	<p>11 公共用財産の境界について協議し、確定すること。</p>	<p>12 公共用財産(面積が千平方メートル未満の場合に限る。)とする目的である寄附を受納す ること。</p>	<p>13 面積が千平方メートル未満の公共用財産の用途を変更すること。</p>	<p>14 公共用財産に関する登記を囑託し、又は登記承諾をすること。</p>	<p>1 一般海域における占用若しくは行為を許可し、当該許可事項の変更を許可し、当該許可に 基づく権利の譲渡を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に応ずること。(条三条 一項一号・三号、四項、十二条ただし書)</p>	<p>2 一般海域の占用等の継続を許可すること。(条三条一項一号・三号、規三条三項)</p>	<p>3 占用料等を徴収し、又は還付すること。(条六条、十一条ただし書)</p>	<p>4 占用料等を減免すること。(条九条)</p>	<p>5 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(条十三条二項)</p>	<p>6 許可に係る場所を原状に回復する必要がないと認めること。(条十四条ただし書)</p>
--	--	--	---	--	---------------------------	---	--	---	--	-----------------------------------	---	---	--	---	--	--	----------------------------	--	--

<p>五 道路法関係 事務 法：道路法 共同溝法：電 線共同溝 の整備等 に関する 特別措置 法 条：香川県道 路占用料 条例 規：香川県道 路占用規 則</p>	<p>四 建設工事に 係る資材の再 資源化等に関 する法律関係 事務(分別解 体等の実施に 係る事務に限 る。) 法：建設工事 に係る資 材の再資 源化等に 関する法 律</p>	
<p>1 工事原因者に工事等の施行を命ずること(道路を損傷し、又は汚損した行為に係るものに 限る。)(法二十二条一項)</p> <p>2 道路管理者以外の者が行う工事等(道路区域の変更を要する工事及び立体交差工事を除く) を承認すること。(法二十四条)</p> <p>3 道路台帳を調製し、保管すること。(法二十八条一項)</p> <p>4 道路の占用を許可し、若しくは当該許可事項の変更を許可し、又は国の行う道路占用に同 意し、若しくは協議に応ずること(国土交通省道路局に事前協議を必要とする物件について 占用許可等をし、又は同意し、若しくは協議に応ずることを除く。ただし、期間の更新その 他知事が別に定めるものについては、この限りでない。)(法三十二条一項・三項、三十 五条、九十一条二項、共同溝法十條、十一條一項、十二條一項、二十一條)</p> <p>5 道路の占用について警察署長に協議すること。(法三十二条五項、九十一条二項)</p> <p>6 道路占用者に原状回復等の指示をすること。(法四十條二項、九十一条二項)</p>	<p>7 分別解体等に関し、当該職員に対象建設工事の現場等の立入検査をさせること。(法四十 三条一項)</p> <p>6 対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、分別解体等の実施の 状況に関し報告を求めること。(法四十二条一項)</p> <p>5 対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置を とるべきことを命ずること。(法十五条)</p> <p>4 対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告 をすること。(法十四条)</p> <p>3 国の機関又は地方公共団体から対象建設工事の通知を受けること。(法十一条)</p> <p>2 届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずること。(法十條三項)</p> <p>1 対象建設工事の届出又はその変更の届出を受けること。(法十條一項・二項)</p>	<p>7 条例の規定等に違反した者に対し、許可の取消しその他の監督処分をすること(1及び2 の許可に係るものに限る。)(条十五条)</p> <p>8 許可を受けた者から報告を徴し、又は当該職員に立入検査をさせること。(条十六條一項)</p> <p>9 許可に係る工事の中止等の届出を受け、検査をすること。(規五条)</p> <p>10 許可を受けた者の氏名等の変更の届出を受けること。(規六條)</p>

7 車両の積載物の落下の予防等の措置を命ずること。(法四十三条の二)				
8 違法放置物件の除去その他の必要な措置を講ずること。(法四十四条の二第一項・二項・四項・五項、九十一条二項)				
9 道路標識又は区画線を設置すること。(法四十五条一項、九十五条の二第一項)				
10 道路の通行を禁止し、又は制限すること。(法四十六条一項・三項、四十七条三項、九十五条の二第一項)				
11 特殊な車両の通行を許可すること(本庁で申請を受理したものを除く)。(法四十七条の二第一項・二項)				
12 法令等に違反している車両の通行の中止、総重量の軽減等を命ずること。(法四十七条の三第一項)				
13 路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。(法四十七条の三第二項)				
14 通行の制限に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずること。(法四十八条の十)				
15 工事原因者に工事の費用等を負担させること。(法五十八条一項、五十九条三項)				
16 道路に関する調査等のため、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。(法六十六条一項)				
17 道路に長時間放置された車両の移動その他の必要な措置を講ずること。(法六十七条の二)				
18 非常災害時において必要な土地等を使用し、若しくは土石等を収用し、又は住民を防御に従事させること。(法六十八条)				
19 法令の規定等に違反した者に対し、当該承認又は許可(2の承認並びに4及び11の許可に限る)の取消しその他の監督処分(特に指示したものを除く)をすること。(法七十一条一項から三項まで、九十一条二項、共同溝法二十六条)				
20 占用料を徴収し、又は還付すること。(条一条、四条ただし書)				
21 占用料を減免すること。(条二条三項)				
22 道路の占用の軽易な変更の届出を受けること。(規三条二項)				
23 道路の占用について権利義務の譲渡を許可すること。(規六条ただし書)				

		六 車両制限令 関係事務 政令		七 河川法関係 事務 法 政 行令		規 則 香川県河 川管理規 則	
<p>24 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(規七条二項)</p> <p>25 道路占有者から工事の着手届及び完了届を受けること。(規八条)</p> <p>26 道路の占有に関する工事の完了又は原状回復の検査をすること。(規八条二項、十条)</p> <p>27 道路占有者から占用廃止等の届出を受けること。(規九条)</p> <p>28 道路又は不用物件に関する登記を嘱託すること。</p>	<p>1 車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めること。(政七条一項・二項)</p> <p>2 車両の通行の方法を定めること。(政十条)</p> <p>3 車両の通行に支障がある場合に、他の道路を指定すること。(政十一条)</p> <p>4 特殊な車両の通行を認定すること(本庁で申請を受理したものを除く)。(政十二条)</p> <p>1 河川台帳を調製し、保管すること。(法十二条一項)</p> <p>2 工事原因者に工事等の施行を命ずること。(法十八条)</p> <p>3 河川管理者以外の者が行う工事等を承認すること(施行面積が三百平方メートル未満のものに限る)。(法二十一条)</p> <p>4 洪水時等において必要な土地等を使用し、土石等の資材等を使用し、若しくは収用し、工作物等を処分し、又は住民等を当該業務に従事させること。(法二十二条一項・二項)</p> <p>5 河川区域内における次に掲げるものの占用又は行為(流水の占用又はダムを設置を伴う場合を除く)の許可(許可に代わる国等からの協議に応ずることを含む。以下この関係事務において同じ)をすること。(法二十四条、二十六条一項、二十七条一項、九十五条)</p> <p>イ 面積が千平方メートル未満の土地</p> <p>ロ 面積が千平方メートル未満の工作物の新設</p> <p>ハ 改築又は除去に係る面積が千平方メートル未満の工作物の改築又は除却</p> <p>ニ 土地の掘削等(当該掘削等に係る土量が千立方メートル未満のものに限る)又は竹木の栽植若しくは伐採</p> <p>ホ 軌道、電柱、管類、ケーブル、架空の電線又は上空に設ける線類による占用</p> <p>6 河川保全区域内及び河川予定地内における次に掲げる行為(流水の占用又はダムの設置を伴う場合を除く)を許可すること。(法五十五条一項、五十七条一項、九十五条)</p> <p>イ 土地の掘削等(当該掘削等に係る土量が千立方メートル未満のものに限る)。</p> <p>ロ 面積が千平方メートル未満の工作物の新設</p> <p>ハ 改築又は除却に係る面積が千平方メートル未満の工作物の改築又は除却</p>						

<p>7 河川区域内、河川保全区域内及び河川予定地内における占用又は行為（流水の占用又はダムを設置を伴う場合を除く。）の許可の更新で許可の期間以外の条件に変更のないものを許可すること。</p>				
<p>8 許可を受けて工作物を設置している者に当該工作物の除却又は河川の原状回復等を命ずること。（法三十一条二項）</p>				
<p>9 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。（法三十三条三項、五十五条二項、五十七条三項）</p>				
<p>10 河川の占用等の権利の譲渡の承認（承認に代わる国等からの協議に必ずることを含む。）をすること（5から7までの許可に係るものに限る。）。（法三十四条一項、九十五条）</p>				
<p>11 法令の規定等に違反した者に対し、当該許可の取消しその他の監督処分をすること（5から7までの許可に係るものに限る。）。（法七十五条一項・二項）</p>				
<p>12 許可を受けた者等から報告を徴し、又は当該職員に事務所等の立入検査をさせること。（法七十八条）</p>				
<p>13 河川区域等の調査のため、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。（法八十九条一項）</p>				
<p>14 知事が管理する廃川敷地内の行為を規制すること。（法九十一条一項）</p>				
<p>15 河川へ汚水を排出する者から届出を受けること。（政十六条の五第一項）</p>				
<p>16 土地の占用料等を徴収し、又は還付すること。（条一条、六条ただし書）</p>				
<p>17 土地の占用料等を減免すること。（条四条）</p>				
<p>18 工事の完成検査を行うこと。（規五条）</p>				
<p>19 許可又は承認に係る行為の廃止の届出等を受けること。（規六条）</p>				
<p>八 海岸法関係事務（国土交通省所管の海岸に係る事務に限る。） 法…海岸法 条…香川県海岸法 規…香川県海岸法関係等に関する条例</p> <p>1 海岸保全区域及び一般公共海岸区域（以下この関係事務において「海岸保全区域等」という。）内における占用若しくは行為（土石の採取を除く。）を許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に応ずること。（法七条一項、八条二項二号・三号、十条二項、三十七条の四、三十七条の五第二号・三号、規十条）</p> <p>2 海岸保全区域等内における占用の許可の更新で許可の期間以外の条件に変更のないものを許可すること。（規五条二項）</p> <p>3 法令の規定等に違反した者又は海岸保全区域等の占用の許可を受けた者に対し、当該許可の取消しその他の監督処分をすること（1の許可に係るものに限る。）。（法十二条一項・二項、三十七条の八）</p>				

<p>十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務 法：急傾斜地の崩壊による災害の防止に</p>	<p>十 地すべり等防止法関係事務(国土交通省所管の地すべり防止区域に係る事務に限る。) 法：地すべり等防止法</p>	<p>5 砂防指定地内における行為又は砂防設備占用の期間更新許可をすること。(条六条二項)</p> <p>6 許可に代わる国等からの協議に応ずること。(3及び4の許可に係るものに限る。)(七条)</p> <p>7 行為等の許可を受けた者から終了、中止又は廃止の届出を受けること。(条十条)</p> <p>8 行為等の許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更の届出を受けること。(条十一条)</p> <p>9 占用料を徴収し、又は還付すること。(条十二条、十六条ただし書)</p> <p>10 占用料を減免すること。(条十四条)</p> <p>11 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(条十七条二項)</p> <p>12 許可条件に違反した者等に当該行為等の許可の取消しその他の監督処分をすること。(条十八条)</p> <p>13 許可を受けたものとみなされた者から届出を受けること。(条十九条二項)</p> <p>14 許可を受けた者から報告を徴し、又は当該職員に許可に係る土地の立入検査をさせること。(条二十条一項)</p> <p>1 地すべり防止区域に関する調査等のため、当該職員を他人の土地に立ち入らせ、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。(法十六条)</p> <p>2 地すべり防止区域内の居住者に立ち退きを指示すること。(法二十五条)</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険区域の調査等のため、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場等として一時使用すること。(法五条一項、十七条一項)</p> <p>2 急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為を許可すること。(法七条一項)</p> <p>3 急傾斜地崩壊危険区域の指定をする際に、当該区域内において既に着手している制限行為に係る届出を受けること。(法七条三項)</p> <p>4 法令の規定等に違反した者に対し、当該許可の取消しその他の監督処分をすること。(法八条一項)</p>	Empty cells for the table grid
--	---	---	--------------------------------

<p>規 律 急傾斜地 の崩壊に よる災害 の防止に 関する法 律施行細 則</p>	<p>十二 港灣法關 係事務 法 港灣法 香川縣 港灣区域 等におけ る占用料 等に関する 條例 香川縣 港灣管理 條例 港灣法 港灣法 施行細則 香川縣 港灣管理 條例施行 規則</p>
<p>5 急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずること。(法十条一項・二項)</p>	
<p>6 急傾斜地崩壊危険区域内の土地又は急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況に関し、当該職員に立入検査をさせること。(法十一条一項)</p>	
<p>7 国又は地方公共団体以外の者が施行しようとする急傾斜地崩壊防止工事の施行の届出を受けること。(法十三条一項)</p>	
<p>8 急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者等に対し、必要な報告を求めること。(法二十六条)</p>	
<p>9 制限行為の許可又は届出に係る事項の変更を承認すること。(規五条)</p>	
<p>10 制限行為の許可又は届出に係る行為の完了又は廃止の届出を受けること。(規六条)</p>	
<p>11 相続人等から制限行為の許可又は届出に基づく地位の承継の届出を受けること。(規八条二項)</p>	
<p>1 港灣区域内の水域若しくは公共空地又は港灣区域の定めのない港灣の水域(以下この関係事務において「港灣区域内の水域等」という。)における占用を許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に応ずること。(法三十七条一項一号・三項、五十六条一項・三項、規 五条一項)</p>	
<p>2 港灣区域内若しくは港灣隣接地域内又は港灣区域の定めのない港灣の水域において、水域施設等の建設等を行うことを許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に応ずること。(法三十七条一項三号・三項、五十六条一項・三項、規 五条一項)</p>	
<p>3 占用料等を徴収し、又は還付すること。(法三十七条四項、条 一条、六条ただし書、条九条一項、十六条ただし書)</p>	
<p>4 過怠金を徴収すること。(法三十七条五項、条 七条)</p>	
<p>5 港灣工事のための調査等のため、当該職員を他人の土地に立ち入らせること。(法五十五条の二第一項)</p>	
<p>6 非常災害時に港灣施設付近の居住者等を当該施設の防御に従事させ、又は他人の土地の一時使用等をする事。(法五十五条の三第一項)</p>	
<p>7 占用等の許可の取消し等を行うこと(1、2及び9の許可に係るものに限る。)(法五十六条の四第一項、条 十四条)</p>	
<p>8 占用料等を減免すること(1、9及び10の許可に係るものに限る。)(条 四条、条十条)</p>	

	<p>十三 屋外広告 物条例関係事 務 香川県屋 外広告物 条例</p>	<p>9 港湾施設の占用を許可し、又は当該許可事項の変更を許可すること。(条 八条一項)</p> <p>10 港湾区域内の水域等又は港湾施設における継続の占用を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議(港湾区域内の水域等における占用に限る。)に依ること。(条 八条一項、規 四条 規 五条)</p> <p>11 占用等の許可を受けた者にその権利の譲渡等をし、又は転賃をすることの許可等をするこ と(1及び9の許可に係るものに限る。)(条 十二条ただし書、規 七条ただし書)</p> <p>12 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(条 十三条二項、規 八条 二項)</p> <p>13 港湾施設に物を放置した者等に対し、その搬出又は撤去を命ずること。(条 十四条の二)</p> <p>14 港湾施設を損傷した者等に対し、その港湾施設を原状に回復するよう指示すること。(条 十五条一項・二項)</p> <p>15 占用期間の満了等に係る原状回復の必要がないと認めること(1、2及び9の許可に係る ものに限る。)(条 十五条二項ただし書、規 九条ただし書)</p> <p>16 工事の着手又は完了の届出を受けること。(規 十条、規 六条)</p> <p>17 工事の完了又は原状回復の検査をすること。(規 十条二項、規 六条二項)</p> <p>18 許可を受けた者の住所又は氏名の変更等の届出を受けること。(規 十一条、規 六条の 二)</p> <p>19 町長からの報告を受けること。(規 十一条)</p> <p>1 知事の指定する道路等に野立広告等の広告物の表示等を許可し、又はその改造を許可する こと。(条四条、九条一項)</p> <p>2 禁止区域等における公共的団体の広告物の表示等を承認すること(本庁で承認したものを 除く。)(条五条一項四号)</p> <p>3 禁止区域における道標、案内図板等の広告物の表示等を許可すること。(条五条三項)</p> <p>4 許可の条件に違反した者等の当該許可を取り消すこと。(条十一条)</p> <p>5 広告物を表示する者等から広告物等の除却の届出を受けること。(条十二条二項)</p> <p>6 条例の規定に違反した者に広告物等の除却等の措置を命ずること。(条十三条一項)</p> <p>7 広告物等を表示する者等から報告を徴し、又は当該職員に広告物の存する土地の立入検査 をさせること(本庁で報告を徴し、又は立入検査を行わせる場合を除く。)(条十四条)</p>
--	--	---

	<p>十四 建築基準法関係事務 法：建築基準法 例 建築基準法施行条</p>	<p>8 広告物を表示する者から管理者の設置若しくはその変更、その者の氏名等の変更又は広告物等の滅失の届出を受けること。(条十六条)</p> <p>9 広告物等の除却等について代執行すること。</p> <p>1 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用を承認すること。(法七条の六第一項一、八十八条十三項一、八十七条の二、八十八条一項・二項)</p> <p>2 通知書の交付等の手続によらないで、違反建築物の建築主等に対し、仮に、その使用の禁止又は制限を命ずること。(法九条七項、十條二項、八十八条一項から三項まで、九十条の二第二項)</p> <p>3 通知書の交付等の手続によらないで、違反建築物の建築主等に対し、当該建築物に関する工事の施工又はその工事に係る作業の停止を命ずること。(法九条十項、八十八条一項から三項まで)</p> <p>4 建築物の所有者等から構造及び設備等の報告を受けること。(法十二条一項・三項)</p> <p>5 道路の位置を指定すること。(法四十二条一項五号)</p> <p>6 私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限すること。(法四十五条一項)</p> <p>7 応急仮設建築物の三月を超える存続を許可し、又は仮設建築物の建築を許可すること。(法八十五条三項・四項)</p> <p>8 工事中の特殊建築物等の建築主等に対し、当該建築物の使用禁止その他安全上、防火上又は避難上必要な措置をとることを命ずること。(法九十条の二第一項)</p> <p>9 敷地と道路との関係について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとき。(条八条ただし書、十三条一項ただし書、二十六条ただし書、二十八条ただし書)</p> <p>10 興行場等に関する上乘せ規定について適用除外とすることを認めること。(条二十三条一項)</p>
	<p>十五 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律関係事務 法：高齢者、身体障害者等が円</p>	<p>1 特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導等を行うこと。(法四条一項・二項)</p> <p>2 特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又は当該職員に立入検査をさせること。(法四条三項)</p> <p>3 特定建築物の建築及び維持保全の計画又はその変更を認定すること(延べ面積が千平方メートル未満で、かつ、三階未満の建築物に係るものに限る。)(法六条三項、七条一項)</p> <p>4 認定事業者に対し、認定建築物の建築又は維持保全の状況について報告を求めること。(法十条)</p>

<p>滑に利用 できる特 定建築物 の建築の 促進に関 する法律</p>	<p>1 特定施設の新築等の内容等の届出及び国等からの通知を受けること(延べ面積が千平方メートル未満で、かつ、三階未満の建築物に係るものに限る。)(条十二条、十四条、二十二条二項)</p> <p>2 特定施設整備主に対し、必要な指導及び助言をすること。(条十三条)</p> <p>3 特定施設整備主等に対し、必要な事項について聴取し、又は当該職員に特定施設等の立入調査をさせること。(条十九条一項)</p>	<p>十六 福祉のまちづくり条例 関係事務 条：香川県福祉のまちづくり条例 規：香川県福祉のまちづくり条例施行規則</p>	<p>4 特定施設について、整備基準によらないことを認めること(延べ面積が千平方メートル未満で、かつ、三階未満の建築物に係るものに限る。)(規四条ただし書)</p>	<p>十七 建築物の耐震改修の促進に関する法律 法：建築物の耐震改修の促進に関する法律</p>	<p>1 建築物の耐震改修の計画を認定し、又はその計画の変更を認定すること。(法五条三項、六条一項)</p>	<p>十八 住宅金融公庫法関係事務</p>	<p>1 個人住宅(マンションを除く。)、改良住宅及び特別貸付住宅の設計審査及び現場審査をすること。</p> <p>2 団体貸付住宅及び個人住宅(マンションに限る。)(の設計審査及び現場審査をすること)延べ面積が千平方メートル未満で、かつ、三階未満の建築物に係るものに限る。)(。)</p>	<p>十九 エネルギーの使用の合理化に関する法律 関係事務 法：エネルギー</p>	<p>1 建築物の設計及び施工に係る事項について指導及び助言をすること。(法十五条一項)</p> <p>2 特定建築物に係る届出又はその変更の届出を受けること。(法十五条の二第一項)</p> <p>3 2の届出に係る事項を変更すべき旨を指示すること。(法十五条の二第二項)</p>
--	---	---	--	---	--	-----------------------	---	---	--

1の使用
の合理化
に関する
法律

4 特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又は当該職員
に立入検査をさせること。(法二十五条四項)

別表三の次に次の一表を加える。

別表四(第三条、第四条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

一 消費生活センター

関係事務	事	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
一 消費者保護条例関係事務 係事務 条：香川県消費者保護条例	1 消費者苦情の内容を調査し、必要な措置を講ずること。(条十七条一項)			
	2 事業者等に対し、必要な資料等の提出を求めること。(条十七条二項)			

二 文書館

関係事務	事	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
一 文書館規則関係事務	1 展示のテーマを決定すること。			
	2 調査研究のテーマを決定すること。			
	3 調査研究の結果を公表すること。			
	4 文書等に関する講座等の計画を策定し、及び実施すること。			
	5 文書等の寄託を受けることを決定すること。			

三 県税事務所

関係事務	事	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
一 地方税法関係事務 法：地方税法 政：地方税法施行令 規：香川県税条例施行規則	1 督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。(法十二条二項、六十六条一項、七十一条の十七第一項、七十一条の三十八第一項、七十一条の五十八第一項、七十二條の六十六第一項、七十三條の三十四第一項、七十四條の二十五第一項、九十二条一項、百六十五条一項、百九十八條一項、六百九十九條の二十三第一項、七百條の三十六第一項、七百條の六十四第一項)			
	2 徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類について、郵便等による送達、交付送達又は公示送達をすること。(法二十條一項、二十條の二第一項)			

3	納税証明書を交付すること。(法二十条の十)			
4	地方税に関する調査について、官公署等に対し協力を求めること。(法二十条の十一)			
5	滞納者の財産について、金融機関等に照会すること。(法四十八条一項、六十八条六項、七十一条の十九第六項、七十一条の四十第六項、七十一条の六十第六項、七十二条の六十八第六項、七十三条の三十六第六項、七十四条の二十七第六項、九十四条六項、百六十七条六項、二百条六項、六百九十九条の二十五第六項、七百条の三十八第六項、七百条の六十六第六項、国税徴収法百四十一条三号)			
6	証紙代金収納計器の取扱者に対し、始動票札を交付すること。(規四十五条の三第一項)			
7	証紙代金収納計器の取扱者から始動票札の返還を受けること。(規四十五条の六)			
8	証紙代金収納計器の取扱者から証紙代金収納計器使用状況報告書を受けること。(規四十五条の七)			
9	証紙代金収納計器の取扱者に対し、証紙代金収納計器の取扱いについて報告を求め、若しくは指示し、又は証紙代金収納計器の取扱状況を調査すること。(規四十五条の八)			
10	滞納整理小票を徴税吏員に交付し、及び滞納整理の内容についての報告を受けること。(規四十六条)			
11	個人の県民税の賦課徴収に関する書類の閲覧又は記録を市町長及び税務署長に請求すること。(法四十六条四項・五項)			
12	法人税に係る確定申告書の提出期限の延長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。(法五十三条四十五項から四十八項まで)			
13	法人の県民税に係る法人税額等の分割の基準となる従業者数の修正等を行った旨を関係都道府県知事に通知すること。(法五十八条六項)			
14	法人の県民税の賦課徴収について、法人税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長に対し請求すること。(法六十三条一項)			
15	法人税額等に関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。(法六十三条三項・四項)			
16	法人の事業税の賦課徴収について、法人に対し必要な書類の提出を求めること。(法七十二条の三十四)			
17	法人の事業税について課税標準の総額の更正等又は分割基準の修正等を行った旨を関係都道府県知事に通知すること。(法七十二条の四十九第十一項)			
18	法人の事業税の賦課徴収について、法人税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長に対し請求すること。(法七十二条の四十九の二)			

	19 法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の承認等を行い、並びにその旨を法人及び関係都道府県知事に通知すること。(法七十二条の二十五第三項・五項、法七十二条の二十八第二項、政二十四条の四第二項・四項・六項、二十四条の四の三)			
	20 個人の事業税について決定した個人の所得を税務署長に通知すること。(法七十二条の五十八)			
	21 個人の事業税の賦課徴収について、所得税又は県民税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長及び市町長に対し請求すること。(法七十二条の五十九)			
	22 個人の事業税の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条四十四条)			
	23 不動産取得税の賦課徴収について、固定資産課税台帳等の閲覧又は記録を市町長に請求すること。(法七十三条の二十三)			
	24 不動産取得税の賦課徴収について、不動産を取得した者に対し必要な報告を求めること。(条四十七条三項)			
	25 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録を変更すること。(条六十五条二項)			
	26 自動車税の納税義務者を変更すること。(法百四十五条一項・二項)			
	27 自動車税の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条九十条四項)			
	28 軽油引取税の特別徴収義務者としての証票を交付し、又はその返納を受けること。(法七百条の十二第一項・四項)			
	29 特約業者又は石油製品販売業者から営業の開始、休止又は廃止の届出を受けること。(法七百条の二十二の四第一項)			
	30 特約業者又は石油製品販売業者から販売契約の締結等の届出を受けること。(法七百条の二十二の四第二項)			
	31 免税軽油使用者の免税軽油使用者証の書換えを行うこと。(政五十六条の七第五項)			
	32 免税軽油使用者の免税軽油使用者証又は免税証の返納を受けること。(政五十六条の七第六項、五十六条の八第五項)			
	33 免税証の交付申請に係る届出書の写しを申請者に交付すること。(政五十六条の九第一項)			
	34 軽油引取税の特別徴収義務者の登録をし、登録の変更をし、又は登録を消除すること。(条百四条の二第一項・三項から五項まで)			
	35 市町及び特別徴収義務者への交付金を決定し、及び交付すること。			
備考				
1	6から9まで、25、28から34までの事項は、東讃県税事務所についてのみ適用する。			

一 森林調査研究等関係事務

1 林業の振興並びに森林の整備及び保全のための技術に関する調査研究、研修、指導等の内容を決定すること。

七 林業事務所

関係事務

事項

所長等委任

所長等
課長等
決裁区分

一 森林法関係事務
法…森林法

1 保安林等における立木の伐採又は立竹の伐採等を許可すること。(法三十四条一項・二項、四十四条)
2 保安林等における立木の伐採、択伐又は間伐の届出を受け、その旨を市町長に通知すること。(法三十四条八項から十項まで、三十四条の二第一項・四項、三十四条の三、四十四条)
3 保安林等における択伐又は間伐の計画を変更すべき旨を命ずること。(法三十四条の二第二項、三十四条の三第二項、四十四条)

二 森林公園規則関係事務
規…香川県森林公園規則

1 森林公園の休憩所等の利用を許可すること。(規四条)
2 森林公園における営業行為等を許可し、又は当該許可事項の変更を許可すること。(規五条)
3 森林公園の利用を禁止し、又は制限すること。(規七条)
4 規則の規定に違反した者等に対し、当該許可の取消し等の処分をすること。(規八条)
5 森林公園への入園を拒否し、又は森林公園からの退去を命ずること。(規九条)

三 補助金交付関係事務

1 団体営林道事業についての農林水産大臣が定める軽微な変更(補助金の額の変更に係るものを除く。)を承認すること。
2 単独県費補助林道事業及び単独県費補助治山事業の事業内容の変更(補助金の額の変更に係るものを除く。)を承認すること。
3 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。
イ 単独県費補助造林事業
ロ 単独県費補助林道事業
ハ 単独県費補助治山事業

八 保健福祉事務所

課名

関係事務

事項

項

所長等委任

所長等
課長等
決裁区分

健康福祉課	一 母子及び寡婦福祉法関係事務 法：母子及び寡婦福祉法 政：母子及び寡婦福祉法施行令	
生活福祉総務課	一 生活保護法関係事務 法：生活保護法	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請による保護の開始を決定すること。(法二十四条一項) 2 申請による保護の変更を決定すること。(法二十四条五項) 3 職権による保護の開始を決定すること。(法二十五条一項) 4 職権による保護の変更を決定すること。(法二十五条二項) 5 保護の停止又は廃止を決定すること。(法二十六条) 6 被保護者に生活の維持、向上等のための指導又は指示をすること。(法二十七条一項) 7 当該職員に要保護者の居住場所の立入調査をさせ、又は当該要保護者に指定医師等の検診を受けるべき旨を命ずること。(法二十八条一項) 8 立入調査を拒否し、又は検診命令に従わない要保護者に対し、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。(法二十八条四項) 9 指示等に従わない被保護者に対し、保護の変更、停止又は廃止を決定すること。(法六十二条三項) 10 急迫保護等を受けた被保護者に対する費用の返還の額を決定すること。(法六十三条) 11 死亡した被保護者の遺留金品を処分すること。(法七十六条一項) 12 被保護者の扶養義務者又は不正受給者等から保護に要した費用を徴収すること。(法七十七条一項、七十八条) 13 扶養義務者と協議が調わない場合に、扶養義務者の負担すべき額について家庭裁判所に申し立てること。(法七十七条二項) 14 被保護者からの保護金品の返還を免除すること。(法八十条) 15 被保護者の後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。(法八十一条) 1 母子福祉資金又は寡婦福祉資金(以下この関係事務において「母子福祉資金等」という。)の貸付けを決定すること。(法十三条、十四条、三十二条一項・三項) 2 母子福祉資金等に係る償還金を徴収すること。(政八条三項、三十七条二項) 3 事業開始資金等の据置期間を延長すること。(政八条五項、三十七条二項) 4 修学資金の交付の停止又はその減額を決定すること。(政十一条、三十八条)

<p>二 児童福祉法関係事務 法：児童福祉法</p>	<p>三 身体障害者福祉法関係事務 法：身体障害者福祉法 政：身体障害者福祉法施行令</p>	<ol style="list-style-type: none"> 5 修学資金等の貸付けを停止すること。(政十二条、三十八条) 6 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に貸付金の一時償還を請求すること。(政十六条、三十八条) 7 母子福祉資金等の貸付けを受けた者から違約金を徴収し、又は支払期日に支払わないことに災害その他やむを得ない理由があることを認定すること。(政十七条、三十八条) 8 母子福祉資金等に係る納付金を徴収すること。(政十八条、三十八条) 9 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払猶予を決定し、又は連帯借主が支払期日に償還金を支払うことができること等を認定すること。(政十九条一項、三十八条) 1 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産施設において助産を行うこと。(法二十二条一項) 2 保護者及び児童を母子生活支援施設において保護し、又は適当な施設への入所のおつせん等を行うこと。(法二十三条一項) 3 児童委員等に児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること。(法二十九条) 4 母子生活支援施設に入所した児童について、満二十歳に達するまで、引き続き当該施設において保護すること。(法三十一条一項) 5 児童福祉施設(町立保育所に限る。)の設備等の最低基準を維持するため、当該施設の長等に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは立入検査をさせること。(法四十六条一項) 6 扶養義務者等の負担能力を認定すること。(法五十六条一項) 7 扶養義務者等から措置に要する費用を徴収すること。(法五十六条二項) 8 児童福祉施設(郡部の保育所に限る。)の産休等代替職員の任用を承認すること。 1 身体障害者手帳を交付し、又は再交付すること。(法十五条四項、政十条一項・三項) 2 身体障害者手帳の返還を受けること。(法十六条一項、省七条二項、八条二項) 3 指定医療機関の管理者から診療報酬の請求について報告を徴し、又は当該職員に診療録等の検査をさせること。(法十九条の六第一項)
--------------------------------	--	--

<p>省：身体障害者福祉法施行規則</p>	<p>四 公職選挙法関係事務 政：公職選挙法 施行令</p>	<p>五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係事務 法：特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p>	<p>六 介護保険法関係事務 法：介護保険法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1264 622 1377 1579"> <p>4 身体障害者の氏名又は居住地の変更の届出を受け、及び関係都道府県知事に通知すること。(政九条二項・四項・六項)</p> </td> <td data-bbox="1129 622 1259 1579"> <p>1 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者について、両下肢等の障害の程度を証明すること。(政五十九条の二第一号)</p> </td> <td data-bbox="1043 622 1121 1579"> <p>1 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給資格を認定し、手当を支給すること。 (法十七条、十九条、二十六条の二、二十六条の五)</p> </td> <td data-bbox="957 622 1035 1579"> <p>2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給を停止し、又は支払を一時差し止めること。(法二十条、二十一条、二十六条、二十六条の五)</p> </td> <td data-bbox="871 622 949 1579"> <p>3 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者から不正利得を徴収すること。 (法二十四条一項、二十六条の五)</p> </td> <td data-bbox="785 622 863 1579"> <p>4 特別障害者手当の支給の調整を行うこと。(法二十六条の四)</p> </td> <td data-bbox="699 622 777 1579"> <p>5 障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格者に対し、物件の提出を命じ、若しくは当該職員に質問させ、又は指定医師の受診を命じ、若しくは当該職員に診断させること。(法三十六条一項・二項)</p> </td> <td data-bbox="612 622 691 1579"> <p>1 居宅サービス又は居宅介護支援(これらに相当するサービスを含む。以下この関係事務において「居宅サービス等」という。)を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた居宅サービス等に関する、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させること。(法二十四条一項)</p> </td> <td data-bbox="526 622 604 1579"> <p>2 介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させること。 (法二十四条二項)</p> </td> <td data-bbox="177 622 520 1579"> <p>3 指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。(法七十六条一項)</p> </td> </tr> </table>	<p>4 身体障害者の氏名又は居住地の変更の届出を受け、及び関係都道府県知事に通知すること。(政九条二項・四項・六項)</p>	<p>1 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者について、両下肢等の障害の程度を証明すること。(政五十九条の二第一号)</p>	<p>1 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給資格を認定し、手当を支給すること。 (法十七条、十九条、二十六条の二、二十六条の五)</p>	<p>2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給を停止し、又は支払を一時差し止めること。(法二十条、二十一条、二十六条、二十六条の五)</p>	<p>3 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者から不正利得を徴収すること。 (法二十四条一項、二十六条の五)</p>	<p>4 特別障害者手当の支給の調整を行うこと。(法二十六条の四)</p>	<p>5 障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格者に対し、物件の提出を命じ、若しくは当該職員に質問させ、又は指定医師の受診を命じ、若しくは当該職員に診断させること。(法三十六条一項・二項)</p>	<p>1 居宅サービス又は居宅介護支援(これらに相当するサービスを含む。以下この関係事務において「居宅サービス等」という。)を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた居宅サービス等に関する、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させること。(法二十四条一項)</p>	<p>2 介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させること。 (法二十四条二項)</p>	<p>3 指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。(法七十六条一項)</p>
<p>4 身体障害者の氏名又は居住地の変更の届出を受け、及び関係都道府県知事に通知すること。(政九条二項・四項・六項)</p>	<p>1 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者について、両下肢等の障害の程度を証明すること。(政五十九条の二第一号)</p>	<p>1 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給資格を認定し、手当を支給すること。 (法十七条、十九条、二十六条の二、二十六条の五)</p>	<p>2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給を停止し、又は支払を一時差し止めること。(法二十条、二十一条、二十六条、二十六条の五)</p>	<p>3 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者から不正利得を徴収すること。 (法二十四条一項、二十六条の五)</p>	<p>4 特別障害者手当の支給の調整を行うこと。(法二十六条の四)</p>	<p>5 障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格者に対し、物件の提出を命じ、若しくは当該職員に質問させ、又は指定医師の受診を命じ、若しくは当該職員に診断させること。(法三十六条一項・二項)</p>	<p>1 居宅サービス又は居宅介護支援(これらに相当するサービスを含む。以下この関係事務において「居宅サービス等」という。)を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた居宅サービス等に関する、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させること。(法二十四条一項)</p>	<p>2 介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させること。 (法二十四条二項)</p>	<p>3 指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。(法七十六条一項)</p>					

<p>環境管理室</p> <p>一 大気汚染防止 法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 法：大気汚染防止法 省：大気汚染防止法施行規則</p>	<p>七 戦傷病者特別 援護法関係事務 法：戦傷病者特別援護法</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者(以下この関係事務において「指定居宅介護支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業員若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させること。(法八十三条一項)</p> <p>1 補装具の支給若しくは修理又はこれらに代わる費用の支給を決定すること。(法二十一条一項・四項)</p> <p>2 戦傷病者等から援護に関する報告を徴し、又は戦傷病者に医師の受診を命ずること(補装具に係るものに限る。)(法二十四条)</p> <p>1 ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法六条一項、十八条の六第一項、省九条、十条の三)</p> <p>2 一の施設がばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設となつた場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法七条一項、十八条の七第一項、省九条、十条の三)</p> <p>3 ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法八条一項、十八条の六第三項、省九条、十条の三)</p> <p>4 ばい煙排出者又は特定粉じん排出者に対し、ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(法九条、十八条の八)</p> <p>5 ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設の設置等の制限期間を短縮すること。(法十条二項、十八条の十三第一項)</p> <p>6 ばい煙発生施設等の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法十一条、十二条三項、十八条の十三第二項)</p> <p>7 ばい煙発生施設の設置者等から発生した事故の状況の通報を受けること。(法十七条二項)</p> <p>8 一般粉じん発生施設の設置又は構造等の変更の届出を受けること。(法十八条一項・三項)</p> <p>9 一の施設が一般粉じん発生施設となつた場合に、当該施設の設置者等から届出を受けること。(法十八条の二第一項)</p> <p>10 特定粉じん排出等作業の実施の届出を受けること。(法十八条の十五第一項・二項)</p>
--	---

<p>二 水質汚濁防止法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 法：水質汚濁防止法 省：水質汚濁防止法施行規則</p>	<p>三 ダイオキシン類対策特別措置法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事</p>	<p>11 特定工事を施工しようとする者に対し、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(法十八条の十六)</p> <p>12 ばい煙発生施設の状態等必要な事項の報告を求め、又は当該職員にばい煙発生施設を設置している者の工場等の立入検査をさせること。(法二十六条一項)</p>	<p>1 特定施設等の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法五条、省六条)</p> <p>2 一の施設が特定施設若しくは指定地域特定施設となつた場合又は一の地域が指定地域となり、その地域に指定地域特定施設を設置している場合に、当該施設の設置者等から届出を受けること。(法六条一項・二項)</p> <p>3 特定施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付し、又は特定施設の設置者の氏名等の変更等若しくは当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法七条、十条、十一条三項、省六条)</p> <p>4 排水を排出する者等に対し、特定施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(法八条)</p> <p>5 指定地域内事業場の設置者に対し、汚水等の処理の方法の改善等を命ずること。(法八条の二)</p> <p>6 特定施設の設置等の制限期間を短縮すること。(法九条二項)</p> <p>7 公共用水域に汚水等を排出する者に対し、指導、助言又は勧告を行うこと。(法十三条の三)</p> <p>8 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場の設置者から汚濁負荷量の測定方法の届出を受けること。(法十四条三項)</p> <p>9 特定事業場の設置者等から発生した事故の状況等の届出を受けること。(法十四条の二第一項・二項)</p> <p>10 特定施設の状態等必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に特定事業場等の立入検査をさせること。(法二十二条一項)</p> <p>11 事業活動に伴つて公共用水域に汚水等を排出する者に対し、汚水等の処理の方法等必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に特定事業場等の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法十二条一項、省五条)</p> <p>2 一の施設が特定施設となつた場合等に、当該施設の設置者等から届出を受けること。(法十三条一項・二項)</p>
--	---	---	---

<p>五 公害防止条例関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 条：香川県公害防止条例</p>	<p>四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 法：特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</p>	<p>業場に係る事務を除く。) 法：ダイオキシン類対策特別措置法 省：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則</p>	<p>3 ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条十六 条一項、規三十六条)</p> <p>2 一の施設がばい煙発生施設となつた場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条十七条一項、規三十六条)</p> <p>3 ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条十八条一項、規三十六条)</p>	<p>3 特定施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法十四 条一項、省五条)</p> <p>4 特定施設を設置しようとする者等に対し、特定施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(法十五条)</p> <p>5 特定施設の設置等の制限期間を短縮すること。(法十七条二項)</p> <p>6 特定施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法十八条、十九条三項)</p> <p>7 特定施設の設置者から発生した事故の状況の通報を受けること。(法二十三条二項)</p> <p>8 大気基準適用施設等の設置者からダイオキシン類による汚染状況の測定結果の報告を受けること。(法二十八条三項)</p> <p>9 特定施設の状況等必要な事項の報告を求め、又は当該職員に特定事業場の立入検査をさせること。(法三十四条一項)</p> <p>1 公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにそれらの代理者の選任、死亡又は解任の届出を受けること。(法三条三項、四条三項、五条三項、六条二項)</p> <p>2 公害防止統括者等に係る届出をした特定事業者の地位の承継の届出を受けること。(法六条の二第二項)</p> <p>3 公害防止統括者等の職務の実施状況の報告を求め、又は当該職員に特定工場の立入検査をさせること。(法十一条一項)</p>	<p>3 特定施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法十四 条一項、省五条)</p> <p>4 特定施設を設置しようとする者等に対し、特定施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(法十五条)</p> <p>5 特定施設の設置等の制限期間を短縮すること。(法十七条二項)</p> <p>6 特定施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法十八条、十九条三項)</p> <p>7 特定施設の設置者から発生した事故の状況の通報を受けること。(法二十三条二項)</p> <p>8 大気基準適用施設等の設置者からダイオキシン類による汚染状況の測定結果の報告を受けること。(法二十八条三項)</p> <p>9 特定施設の状況等必要な事項の報告を求め、又は当該職員に特定事業場の立入検査をさせること。(法三十四条一項)</p> <p>1 公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにそれらの代理者の選任、死亡又は解任の届出を受けること。(法三条三項、四条三項、五条三項、六条二項)</p> <p>2 公害防止統括者等に係る届出をした特定事業者の地位の承継の届出を受けること。(法六条の二第二項)</p> <p>3 公害防止統括者等の職務の実施状況の報告を求め、又は当該職員に特定工場の立入検査をさせること。(法十一条一項)</p>
--	---	---	---	---	---

<p>六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務</p>		<p>規：香川県公書防止条例施行規則</p>	<ol style="list-style-type: none"> 4 ばい煙排出者に対し、ばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(条十九条) 5 ばい煙発生施設の設置等の制限期間を短縮すること。(条二十条二項) 6 ばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(条二十一条、二十二条三項) 7 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条二十八条一項、規三十六条) 8 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条二十八条三項、規三十六条) 9 一の施設が粉じん発生施設となつた場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条二十九条一項、規三十六条) 10 粉じん発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(条三十二条) 11 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条三十四条一項、規三十六条) 12 一の施設が汚水等排出施設となつた場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条三十五条一項、規三十六条) 13 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条三十六条一項、規三十六条) 14 排水を排出する者に対し、汚水等排出施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(条三十七条) 15 汚水等排出施設の設置等の制限期間を短縮すること。(条三十八条二項) 16 汚水等排出施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(条四十三条) 17 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条七十条二項) 18 特定施設の状態等必要な事項の報告を求め、又は当該職員に特定工場等の立入検査をさせること。(条七十一条一項) 1 一般廃棄物処理施設(焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。2及び5の事項において同じ。)の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更を許可すること。(法八条一項、九条一項)
-------------------------------	--	------------------------	---

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 省：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

2	一般廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認めること。(法八条の二第五項、九条二項)		
3	一般廃棄物処理施設の変更、廃止、休止若しくは再開又は埋立処分終了の届出を受けること。(法九条三項・四項、九条の三第十項)		
4	一般廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることを確認すること。(法九条五項)		
5	一般廃棄物処理施設の設置者に対し、当該施設の改善等を命じ、又はその施設の許可を取り消すこと。(法九条の二第一項、九条の二の二第一項・二項)		
6	一般廃棄物処理施設の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更の届出を受けること。(法九条の三第一項・七項)		
7	一般廃棄物処理施設の設置の届出に係る計画の変更等を命じ、又は当該届出の内容が相当であると認めること。(法九条の三第三項・四項・八項)		
8	一般廃棄物処理施設の設置者等に対し、当該施設につき必要な改善等を命ずること。(法九条の三第九項)		
9	一般廃棄物処理施設の譲受け等を許可すること。(法九条の五第一項)		
10	一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併等を認可すること。(法九条の六第一項)		
11	一般廃棄物処理施設の設置者の相続による地位の承継の届出を受けること。(法九条の七第二項)		
12	産業廃棄物管理票に関する報告書を受けること。(法十二条の三第六項)		
13	産業廃棄物を生ずる事業者等に対し、その適正な処理に必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。(法十二条の六)		
14	産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可及びその更新をすること。(法十四条一項・二項・六項・七項、十四条の四第一項・二項・六項・七項)		
15	産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の範囲の変更を許可すること。(法十四条の二第一項、十四条の五第一項)		
16	産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出を受けること。(法十四条の二第三項、十四条の五第三項)		
17	産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止を命じ、又はその許可を取り消すこと。(法十四条の三、十四条の三の二、十四条の六)		

<p>七 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例関係事務 条：香川県における県外産</p>	<p>1 当該職員に循環事業者の営業所等の立入検査をさせること。(条十一条一項)</p>	<p>18 産業廃棄物処理施設(焼却施設及び産業廃棄物の最終処分場を除く。19及び23の事項において同じ。)の設置又は当該施設において処理する産業廃棄物の種類等の変更を許可すること。(法十五条一項、十五条の二の五第一項)</p> <p>19 産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認めること。(法十五条の二第五項、十五条の二の五第二項)</p> <p>20 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受け、及びその受理書を交付し、又は届出に係る産業廃棄物処理施設の種類の等の変更等の届出を受けること。(法十五条の二の四、省十二条の七の七第四項・五項)</p> <p>21 産業廃棄物処理施設の変更、廃止、休止若しくは再開又は埋立処分の終了の届出を受けること。(法十五条の二の五第三項、九条三項・四項)</p> <p>22 産業廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることを確認すること。(法十五条の二の五第三項、九条五項)</p> <p>23 産業廃棄物処理施設の設置者に対し、当該施設の改善等を命じ、又はその施設の許可を取り消すこと。(法十五条の二の六、十五条の三)</p> <p>24 産業廃棄物処理施設の譲受け等を許可すること。(法九条の五第一項、十五条の四)</p> <p>25 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併等を認可すること。(法九条の六第一項、十五条の四)</p> <p>26 産業廃棄物処理施設の設置者の相続による地位の承継の届出を受けること。(法九条の七第二項、十五条の四)</p> <p>27 事業者等から報告を徴し、当該職員に事務所等の立入検査をさせ、又は廃棄物等を収去させること。(法十八条一項、十九条一項)</p> <p>28 産業廃棄物収集運搬業者等に対し、産業廃棄物の保管等の方法の変更等を命ずること。(法十九条の三第二号)</p>	
---	--	---	--

<p>業廃棄物の 取扱いに關 する条例</p>	
<p>八 浄化槽法關係 事務 法…浄化槽法 条…浄化槽保守 点検業者の 登録に關す る条例</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄化槽の設置等の届出を受けること。(法五条一項) 2 浄化槽の設置等の届出者に対し、勧告をすること。(法五条二項) 3 浄化槽の設置等の届出者に対し、当該届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。(法五条四項) 4 浄化槽管理者から浄化槽の使用開始又は技術管理者若しくは浄化槽管理者の変更の報告書を受けること。(法十条の二) 5 浄化槽管理者等に対し、助言、指導又は勧告をすること。(法十二条一項) 6 浄化槽管理者等に対し改善措置を命じ、又は浄化槽管理者に対し浄化槽の使用の停止を命ずること。(法十二条二項) 7 浄化槽管理者等から報告を徴し、又は当該職員に事務所等の立入検査をさせること。(法五十三条一項・二項) 8 浄化槽保守点検業者の登録をし、変更の登録をし、又は登録を抹消すること。(法三条一項、七条一項、十四条一項) 9 浄化槽保守点検業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。(法十二条一項) 10 浄化槽保守点検業者から報告を徴し、又は当該職員に事務所等の立入検査をさせること。(法十五条一項・二項)
<p>九 水道法關係事 務 法…水道法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 簡易専用水道設置者に対し、当該簡易専用水道の管理に關し必要な措置をとるべき旨を指示すること。(法三十六条三項) 2 簡易専用水道設置者に対し、給水の停止を命ずること。(法三十七条) 3 専用水道設置者から工事の施行状況等について報告を徴し、又は当該職員に水道工事現場等の立入検査をさせること。(法三十九条二項) 4 簡易専用水道設置者から簡易専用水道の管理について報告を徴し、又は当該職員に簡易専用水道の用に供する施設の在る場所等の立入検査をさせること。(法三十九条三項)
<p>十 試験検査等手</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 手数料の前納の特例を承認すること。(条三条ただし書)

<p>数料条例関係事務 香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例</p>		<p>2 既納の手数料の不還付の特例を承認すること。(条四条ただし書)</p>	
		<p>3 実費を基準として試験検査等の手数料の額を定めること。(条別表)</p>	

九 保健所

関係事務	事項	所長等委任		決裁区分	
		所長等	課長等	所長等	課長等
<p>一 健康増進法関係事務 法…健康増進法</p>	<p>1 専門的栄養指導等(県下全域を対象とするものを除く。)を行うこと。(法十八条)</p> <p>2 特別の栄養管理が必要な特定給食施設を指定すること。(法二十一条一項)</p> <p>3 特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うこと。(法二十二条)</p> <p>4 特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、若しくは適切な栄養管理を行うよう勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法二十三条一項・二項)</p> <p>5 特定給食施設の設置者若しくは管理者に報告をさせ、又は栄養指導員に特定給食施設の立入検査等をさせること。(法二十四条一項)</p> <p>6 当該職員に特別用途食品の製造施設等の立入検査をさせ、又は当該特別用途食品等を収去させること。(法二十七条一項、三十二条三項、三十二条の三第三項)</p>				
<p>二 母子保健法関係事務 法…母子保健法</p>	<p>1 低体重児の出生の届出を受けること。(法十八条)</p> <p>2 保健師等に未熟児の訪問指導をさせるとともに、その旨を当該未熟児の所在地の市町長に通知すること。(法十九条一項・三項)</p>				
<p>三 母体保護法関係事務 法…母体保護法 政…母体保護法施行令 省…母体保護法施行規則</p>	<p>1 受胎調節実地指導員を指定し、又はその指定を取り消すこと。(法十五条一項、三十九条二項、省十五条四項)(東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。以下この関係事務において同じ。)</p> <p>2 受胎調節実地指導員の指定証又は標識を交付すること。(政一条)</p> <p>3 受胎調節実地指導員の指定証又は標識を再交付すること。(政五条)</p> <p>4 受胎調節実地指導員の名簿を作成すること。(政二条)</p> <p>5 受胎調節実地指導員の指定証を訂正して交付すること。(政三条)</p>				

<p>四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係事務 法…原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 政…原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令 省…原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則</p>	<p>6 受胎調節実地指導員の住所の変更の届出を受け、及び旧住所地の都道府県知事にその旨を通知すること。(政四条一項、省十三条一項)</p> <p>7 名簿のうち住所を変更した受胎調節実地指導員に関する部分の写しを新住所地の都道府県知事に送付し、及び当該部分を名簿から抹消すること。(政四条二項、省十三条二項)</p> <p>8 受胎調節実地指導員の指定証又は標識の返納を受けること。(省十四条三項、十五条一項から三項まで・六項)</p> <p>9 受胎調節実地指導員の記載事項を名簿から抹消すること。(省十五条五項)</p> <p>1 被爆者健康手帳を交付すること。(法二条二項)(東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。以下この関係事務において同じ。)</p> <p>2 被爆者の健康診断を実施すること。(法七条)</p> <p>3 被爆者健康手帳を再交付し、又は訂正交付すること。(政六条、省七条の二第二項)</p> <p>4 被爆者が死亡した場合に、被爆者健康手帳の返還を受けること。(省八条)</p>			
<p>五 結核予防法関係事務 法…結核予防法 省…結核予防法施行規則</p>	<p>1 定期外の健康診断を実施すること。(法五条)</p> <p>2 健康診断実施者等から健康診断実施等の通報又は報告を受けること。(法十一条一項、二十条)</p> <p>3 定期外の予防接種を実施すること。(法十四条)</p> <p>4 結核伝染のおそれのある著しい患者に対し、接客業等への従業を禁止すること。(法二十八条一項)</p> <p>5 結核伝染のおそれのある患者等に結核療養所への入所等を命ずること。(法二十九条一項)</p> <p>6 結核伝染のおそれのある患者に家屋の消毒若しくは患者の隔離等を命じ、又は当該職員にこれら措置をとらせること。(法三十条)</p> <p>7 汚染物件の所持者とその物件の授与の制限若しくは消毒等を命じ、又は当該職員にその物件の消毒若しくは廃棄をさせること。(法三十一条一項)</p> <p>8 当該職員に汚染場所等の立入検査等をさせること。(法三十二条一項)</p>			

<p>六 感染症の予防及び 感染症の患者に対す る医療に関する法律 関係事務 法…感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律</p>	<p>9 一般患者の医療に要する費用（骨関節結核の装具療法に要した療養費を除く。）の公費負担を決 定すること。（法三十四条一項）</p> <p>10 従業を禁止し、又は入所を命令した患者の医療に要する費用（看護及び移送に要する費用を除く。） の公費負担を決定すること。（法三十五条一項）</p> <p>11 一般患者の医療を担当する指定医療機関の管理者から報告を徴し、又は当該職員に立入検査をさ せること。（法四十二条一項）</p> <p>12 結核診査協議会に結核患者の医療の要否等に関する事項を諮問すること。（法四十八条一項）</p> <p>13 医療を受ける病院又は診療所の変更の届出を受けること。（省二十三条五項）</p> <p>1 当該職員に感染症の患者等に質問させ、又は必要な調査をさせること。（法十五条一項、三十五 条一項、五十条一項）</p> <p>2 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新感染症（以下この関係事務において「一類感染症等」 という。）にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、健康診断の勧告をし、又 は当該職員に健康診断を行わせること。（法十七条一項・二項、四十五条一項・二項）</p> <p>3 一類感染症等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、健康診断の勧告又は 措置を実施する理由等を書面により通知し、又は当該理由等を記載した書面を交付すること。（法 十七条三項・四項、二十三条、二十六条、四十五条三項、四十九条）</p> <p>4 一類感染症の患者等に対し、医師の届出の内容等を書面により通知すること。（法十八条一項）</p> <p>5 就業制限の規定の適用を受けている者について、その対象者でなくなったことの確認をすること。 （法十八条四項）</p> <p>6 一類感染症又は二類感染症の患者、新感染症の所見がある者等に対し特定感染症指定医療機関等 に入院することを勧告し、当該勧告に係る者を入院させ、又は当該入院に係る者の入院の期間を延 長すること。（法十九条一項・二項・四項、二十条一項から四項まで、二十六条、四十六条）</p> <p>7 感染症の診査に関する協議会の意見を聴くこと。（法二十条五項、二十六条）</p> <p>8 入院する患者を病院等に移送すること。（法二十一条、二十六条、四十七条）</p> <p>9 入院に係る一類感染症若しくは二類感染症の病原体を保有していないこと又は新感染症を公衆に まん延させるおそれがないことの確認をし、入院している患者を退院させること。（法二十二条一 項・四項、二十六条、四十八条一項・四項）</p> <p>10 一類感染症等の患者がいる場所等について、当該患者等に対し消毒すべきことを命じ、又は市町 に消毒するよう指示すること。（法二十七条、五十条一項）</p>
--	--

<p>七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務 法：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <p>11 一類感染症等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理者等に対し当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命じ、又は市町に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示すること。（法二十八条、五十条一項）</p> <p>12 一類感染症等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物件について、その所持者に対し当該物件の移動の制限等を命じ、市町に消毒するよう指示し、又は県の職員に廃棄等の措置をとらせること。（法二十九条、五十条一項）</p> <p>13 一類感染症等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。（法三十条一項、五十条一項）</p> <p>14 一類感染症等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の埋葬を許可すること。（法三十条二項、五十条一項）</p> <p>15 名あて人等に消毒等の措置を実施する旨等を書面により通知し、又は当該措置を実施した旨等を記載した書面を交付すること。（法三十六条一項・二項、五十条三項）</p> <p>16 入院の勧告又は入院の措置を実施した一類感染症若しくは二類感染症の患者又は新感染症の所見のある者の医療に要する費用の公費負担を決定すること。（法三十七条一項）</p> <p>1 精神障害者又はその疑いのある者を知つた者から精神保健指定医の診察及び必要な保護についての申請を受けること。（法二十三条一項）（東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。以下この関係事務において同じ。）</p> <p>2 自傷他害のおそれのある精神障害者について警察官からの通報を受けること。（法二十四条）</p> <p>3 精神病院の管理者から措置要件該当と認められる者から退院の申出があつた旨の届出を受けること。（法二十六条の二）</p> <p>4 申請等があつた精神障害者等を精神保健指定医に診察させること。（法二十七条一項・二項）</p> <p>5 申請等があつた精神障害者等を精神保健指定医に診察させるに当たつて、その保護の任に当たつてゐる者に診察の日時等を通知すること。（法二十八条一項）</p> <p>6 自傷他害のおそれのある精神障害者等に対して精神病院等への緊急入院措置をとること。（法二十九条の二第一項）</p> <p>7 緊急入院措置をとるに当たつて精神障害者に対し、当該入院措置をとる旨等を知らせること。（法二十九条の二第四項）</p> <p>8 措置入院、医療保護入院又は応急入院のための移送を行うこと。（法二十九条の二の二第一項、三十四条一項から三項まで）</p> <p>9 移送を行うに当たつて精神障害者に対し、当該移送を行う旨等を知らせること。（法二十九条の二の二第二項、三十四条四項）</p>			
--	--	--	--

<p>八 予防接種法関係事務 省…予防接種法施行規則</p>	<p>10 移送を行うに当たつて精神障害者の医療又は保護に欠くことのできない限度において、行動制限を行うこと。(法二十九条の二の二第三項、三十四條四項)</p>			
<p>九 死体解剖保存法関係事務 法…死体解剖保存法</p>	<p>1 解剖死体の保存を許可すること。(法十九条)</p>			
<p>十 医療法関係事務 法…医療法 政…医療法施行令</p>	<p>1 診療所又は助産所の開設を許可すること。(法七条一項)</p> <p>2 病院、診療所又は助産所の許可事項の変更(病院にあつては、病床数の増加に関するものを除く。)を許可すること。(法七条二項)</p> <p>3 診療所の療養病床に関する許可事項の変更(病床数の増加に関するものを除く。)を許可すること。(法七条三項)</p> <p>4 診療所又は助産所の開設の届出を受けること。(法八条)</p> <p>5 病院、診療所又は助産所の休止、廃止、再開等の届出を受けること。(法八条の二第二項、九条)</p> <p>6 病院又は診療所の診療用エックス線装置の設置等の届出を受けること。(法十五条三項)</p> <p>7 病院の医師の宿直の免除を許可すること。(法十六条ただし書)</p> <p>8 病院又は診療所の専属薬剤師の設置の免除を許可すること。(法十八条ただし書)</p> <p>9 病院(公的医療機関である病院を除く。以下この事項において同じ。)、診療所若しくは助産所の開設者等に対し報告を命じ、又は当該職員に病院、診療所若しくは助産所の立入検査をさせること。(法二十五条一項)</p>			
<p>10 病院(公的医療機関である病院を除く。)、診療所又は助産所の開設者等に対し物件の提出を命ずること。(法二十五条二項)</p> <p>11 病院、診療所又は助産所の構造設備について検査をし、及び使用許可証を交付すること。(法二十七条)</p> <p>12 病院、診療所又は助産所の開設許可事項等の変更の届出を受けること。(政四条)</p> <p>13 病院、診療所又は助産所の開設等の届出を受けること。(政四条の二)</p>				

<p>十一 歯科技工士法関係事務 法…歯科技工士法</p>	<p>1 歯科技工所の開設、休止、廃止、再開又は届出事項の変更の届出を受けること。(法二十一条) 2 歯科技工所の開設者若しくは管理者から報告を徴し、又は当該職員に歯科技工所の立入検査をさせること。(法二十七条一項)</p>
<p>十二 あん摩マツサー ジ指圧師、はり師、 きゆう師等に関する 法律関係事務 法…あん摩マツサー ジ指圧師、はり 師、きゆう師等 に関する法律</p>	<p>1 施術所の開設、休止、廃止、再開又は届出事項の変更の届出を受けること。(法九条の二) 2 施術者の出張業務の開始、休止、廃止又は再開の届出を受けること。(法九条の三) 3 県外の施術者が県内に滞在して業務を行おうとする場合に、届出を受けること。(法九条の四) 4 施術者若しくは施術所の開設者から報告を徴し、又は当該職員に施術所の立入検査をさせること。(法十条一項)</p>
<p>十三 柔道整復師法関係事務 法…柔道整復師法</p>	<p>1 施術所の開設、休止、廃止、再開又は届出事項の変更の届出を受けること。(法十九条) 2 施術所の開設者若しくは柔道整復師から報告を徴し、又は当該職員に施術所の立入検査をさせること。(法二十一条)</p>
<p>十四 旅館業法関係事務 法…旅館業法 省…旅館業法施行規則 条…香川県旅館業 業施設の措置の 基準等に関する 条例</p>	<p>1 旅館業の営業を許可すること。(法三条一項) 2 学校敷地等の周辺における旅館業の施設の設置について教育委員会等の意見を聴くこと。(法三条四項、三条の二第二項、三条の三第三項) 3 旅館業の営業者の地位の承継を承認すること。(法三条の二第一項、三条の三第一項) 4 旅館業の営業者等から報告を徴し、又は当該職員に営業施設の立入検査をさせること。(法七条一項) 5 旅館業の営業者に当該施設の構造設備を基準に適合させるための措置を命ずること。(法七条の二) 6 旅館業の営業の許可を取り消し、又は営業の停止を命ずること。(法八条) 7 旅館業の営業者から申請書記載事項の変更の届出又は営業の停止若しくは廃止の届出を受けること。(省四条)</p>
<p>十五 興行場法関係事務 法…興行場法 条…興行場における 公衆衛生上必要 な基準及び衛生</p>	<p>8 水質検査の結果が水質基準に適合していない旨の報告を受けること。(条十条二項二号) 1 興行場の営業を許可すること。(法二条一項) 2 興行場の営業者の地位の承継の届出を受けること。(法二条の二第二項) 3 興行場の営業者等から報告を徴し、又は当該職員に興行場の立入検査をさせること。(法五条一項)</p>

措置の基準に関する条例

十六 公衆浴場法関係事務

法…公衆浴場法
省…公衆浴場法施行規則
条…公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例

- 4 興行場の営業の許可を取り消し、又は営業の停止を命ずること。(法六条)
- 5 興行場の設置の場所、構造設備及び措置の基準の一部を適用せず、又は緩和して適用すること。(条十四条)

十七 理容師法関係事務

法…理容師法
条…理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例

- 1 法令の規定に違反し、又は就業を不相当と認められた理容師にその業務の停止を命ずること。(法十条二項)
- 2 理容所の開設の届出を受けること。(法十一条一項)
- 3 理容所の開設者から届出事項の変更の届出又は理容所の廃止の届出を受けること。(法十一条二項)
- 4 理容所の構造設備について使用前の検査をすること。(法十一条の二)
- 5 理容所の開設者の地位の承継の届出を受けること。(法十一条の三第二項)
- 6 当該職員に理容所の立入検査をさせること。(法十三条一項)
- 7 法令の規定等に違反した理容所の開設者に理容所の閉鎖を命ずること。(法十四条)
- 8 理容所以外の場所で業を行うことを承認すること。(条四条三号)

十八 美容師法関係事務

法…美容師法
条…美容の業を行う

- 1 法令の規定に違反し、又は就業を不相当と認められた美容師にその業務の停止を命ずること。(法十条二項)
- 2 美容所の開設の届出を受けること。(法十一条一項)

<p>場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例</p>	<ol style="list-style-type: none"> 3 美容所の開設者から届出事項の変更の届出又は美容所の廃止の届出を受けること。(法十一条二項) 4 美容所の構造設備について使用前の検査をすること。(法十二条) 5 美容所の開設者の地位の承継の届出を受けること。(法十二条の二第二項) 6 当該職員に美容所の立入検査をさせること。(法十四条一項) 7 法令の規定等に違反した美容所の開設者に美容所の閉鎖を命ずること。(法十五条一項) 8 美容所以外の場所で業を行うことを承認すること。(条四条三号) 1 クリーニング所の開設の届出又は無店舗取次店の営業の届出を受けること。(法五条一項・二項) 2 クリーニング業の営業者から届出事項の変更の届出又はクリーニング所若しくは無店舗取次店の廃止の届出を受けること。(法五条三項) 3 クリーニング所の構造設備について使用前の検査をすること。(法五条の二) 4 クリーニング業の営業者の地位の承継の届出を受けること。(法五条の三第二項) 5 クリーニング業への就業を不適当と認める従事者にその業務の停止を命ずること。(法九条) 6 当該職員にクリーニング所又は業務用の車両の立入検査をさせること。(法十条一項) 7 法令の規定に違反しているクリーニング業の営業者に必要な措置をとるべき旨を命ずること。(法十条の二) 8 措置命令に従わないクリーニング業の営業者にその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両の使用の停止を命ずること。(法十一条)
<p>二十 化製場等に関する法律関係事務 法…化製場等に関する法律 条…化製場等に関する法律施行条例 規…化製場等に関する法律施行細則</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う死亡獣畜の解体、埋却又は焼却を許可すること。(法二条二項) 2 化製場等の設置を許可すること。(法三条一項、八条) 3 化製場等の構造設備等の変更又はその経営の停止若しくは廃止の届出を受けること。(法三条二項、八条、規五条、六条) 4 化製場等の設置者等から報告を徴し、又は当該職員に化製場等の立入検査をさせること。(法六条一項、八条、九条五項) 5 化製場等の設置者等に公衆衛生上必要な措置をとるべきこと等を命ずること。(法六条の二、八条、九条五項)
<p>十九 クリーニング業 法関係事務 法…クリーニング業法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 クリーニング所の開設の届出又は無店舗取次店の営業の届出を受けること。(法五条一項・二項) 2 クリーニング業の営業者から届出事項の変更の届出又はクリーニング所若しくは無店舗取次店の廃止の届出を受けること。(法五条三項) 3 クリーニング所の構造設備について使用前の検査をすること。(法五条の二) 4 クリーニング業の営業者の地位の承継の届出を受けること。(法五条の三第二項) 5 クリーニング業への就業を不適当と認める従事者にその業務の停止を命ずること。(法九条) 6 当該職員にクリーニング所又は業務用の車両の立入検査をさせること。(法十条一項) 7 法令の規定に違反しているクリーニング業の営業者に必要な措置をとるべき旨を命ずること。(法十条の二) 8 措置命令に従わないクリーニング業の営業者にその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両の使用の停止を命ずること。(法十一条)

<p>6 化製場等の設置等の許可を取り消し、又は化製場等の設置者等に対し、当該施設の使用の制限等を命ずること。(法七条、八条、九条五項)</p>			
<p>7 畜舎規制区域内における規定頭数以上の動物の飼養又は収容を許可すること。(法九条一項)</p>			
<p>8 新たに指定された区域内における動物の飼養又は収容の届出を受けること。(法九条四項)</p>			
<p>9 埋却した死亡獣畜の発掘を承認すること。(条五条二項四号)</p>			
<p>10 死亡獣畜取扱場の設置者等から死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の報告を受けること。(規八条一項)</p>			
<p>11 動物の飼養又は収容の変更、廃止等の届出を受けること。(規十一条一項、十二条)</p>			
<p>1 薬局の開設を許可すること。(法五条一項)</p>			
<p>2 薬局の開設許可を更新すること。(法五条二項)</p>			
<p>3 薬局の管理者又は薬局医薬品(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造する医薬品をいう。以下この関係事務において同じ。)の製造管理者が薬局以外の場所で業として薬局の管理等に従事することを許可すること。(法八条三項、十五條二項)</p>			
<p>4 一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下この関係事務において同じ。)の管理者が店舗以外の場所として薬業務に従事することを許可すること。(法八条三項、二十七条)</p>			
<p>5 薬局等の休廃止等の届出を受けること。(法十条、十九条、四十条)</p>			
<p>6 薬局医薬品の製造業の許可をし、又はその更新をすること。(法十二条二項・三項)</p>			
<p>7 薬局医薬品の製造を承認し、又は当該承認事項の一部変更を承認すること。(法十四条一項・七項)</p>			
<p>8 薬局医薬品の製造品目の変更又は追加の許可をすること。(法十八条一項)</p>			
<p>9 一般販売業又は特例販売業の許可をし、又はその更新をすること。(法二十四条二項、二十六条一項、三十五条)</p>			
<p>10 卸売一般販売業又は薬種商販売業の許可をし、又はその更新をすること。(法二十四条二項、二十六条一項、二十八条一項)(東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。11、14、16、19及び20の事項において同じ。)</p>			
<p>11 卸売一般販売業者が薬局開設者等以外の者に対し販売等することを許可し、又は当該許可に係る変更等の届出を受けること。(法二十六条三項、省二十九条の六)</p>			
<p>12 医療用具の販売業者又は賃貸業者から氏名等の届出を受けること。(法三十九条一項)</p>			

二十一 薬事法関係事務
 法…薬事法
 政…薬事法施行令
 省…薬事法施行規則
 規…薬事法施行細則

<p>13 薬局開設者、薬局医薬品製造業者、医療用具の販売業者若しくは賃貸業者、一般販売業者又は特例販売業者から報告をさせ、又は当該職員に店舗等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。(法六十九条二項・三項)</p>			
<p>14 卸売一般販売業者等(医薬品等の製造業者、輸入販売業者、国内管理人、薬局開設者、医療用具の販売業者及び賃貸業者、一般販売業者並びに特例販売業者を除く。以下この関係事務において同じ。)から報告をさせ、又は当該職員に薬局等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。(法六十九条二項・三項)</p>			
<p>15 薬局開設者、薬局医薬品製造業者、医療用具の販売業者若しくは賃貸業者、一般販売業者又は特例販売業者に対し、医薬品等の廃棄等の措置を命じ、又は当該職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること。(法七十条一項・二項)</p>			
<p>16 卸売一般販売業者等に対し医薬品等の廃棄等の措置を命じ、又は当該職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること。(法七十条一項・二項)</p>			
<p>17 薬局開設、薬局医薬品製造業、一般販売業又は特例販売業の許可証を交付すること。(政一条の四の二、二条一項)</p>			
<p>18 薬局開設、薬局医薬品製造業、一般販売業又は特例販売業の許可証を書換え交付し、再交付し、又はその返納を受けること。(政一条の四の三、一条の四の四、一条の四の五、三条、四条、四条の二)</p>			
<p>19 卸売一般販売業又は薬種商販売業の許可証を交付すること。(政二条一項)</p>			
<p>20 卸売一般販売業の医薬品の販売先等の変更の許可証を交付し、書換え交付し、再交付し、又はその返納を受けること。(政二条二項、三条、四条、四条の二)</p>			
<p>21 卸売一般販売業又は薬種商販売業の許可証を書換え交付し、再交付し、又はその返納を受けること。(政三条、四条、四条の二)</p>			
<p>22 薬局医薬品の製造承認取得者の地位を承継する旨の届出を受けること。(省二十一条の六)</p>			
<p>23 薬局(一般販売業)外実務従事許可証を交付し、又は薬局(一般販売業)外実務従事廃止届を受けること。(規十三条二項・三項)</p>			
<p>24 特例販売業取扱目追加(変更)許可証を交付すること。(規十九条)</p>			
<p>1 毒物劇物営業者(毒物又は劇物の販売業者に限る。以下この関係事務)3の事項を除く。(において同じ。)の登録又はその更新をすること。(法四条一項・四項)</p>			
<p>2 毒物劇物営業者の氏名等の変更等の届出を受けること。(法七条三項、十条一項、二十一条一項、省五条三項、十一条一項、規四条一項)</p>			

二十二 毒物及び劇物
取締法関係事務
法：毒物及び劇物取
締法
政：毒物及び劇物取

<p>締法施行令 省 毒物及び劇物取 締法施行規則 規 毒物及び劇物取 締法施行細則</p>	<ol style="list-style-type: none"> 3 毒物劇物営業者等から報告を徴し、又は当該職員に毒物劇物取扱場所等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること(東讀保健所にあつては、高松市の区域を含む。ただし、販売業者に係るものを除く。)(法十七條二項、二十二條四項・五項) 4 業務上毒物又は劇物を取り扱う者の氏名等の届出を受けること(東讀保健所にあつては、高松市の区域を含む。)(法二十二條一項から四項まで) 5 毒物劇物営業者に登録票を交付すること。(政三十三條、三十五條、三十六條) 6 毒物劇物営業者に登録票を書換え交付し、再交付し、又はその返納を受けること。(政三十五條、三十六條、三十六條の二第一項)
<p>二十三 温泉法關係事 務 法 温泉法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 温泉を公共の浴用等に供することを許可すること。(法十三條一項) 2 温泉の成分等の揭示の内容の届出を受け、又は変更すべきことを命ずること。(法十四條三項・四項) 3 温泉の利用の許可を取り消すこと。(法二十七條一項) 4 温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対し、温泉の利用の制限等を命ずること。(法二十七條二項) 5 温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対し、報告を求めること。(法三十條一項) 6 当該職員に温泉の採取の場所又は温泉利用施設の立入検査等をさせること。(法三十一條一項)
<p>二十四 食品衛生法關 係事務 法 食品衛生法 省 食品衛生法施行 規則 条 食品衛生法に基 づく公衆衛生上 必要な基準に關 する条例</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品等を製造した者等に対し、当該食品等の検査を受けるべきことを命ずること(食肉衛生検査所長委任事項を除く。)(法二十六條一項) 2 営業者等から報告を徴し、又は当該職員に営業の場所等の立入検査をさせ、若しくは食品等を収去させること(食肉衛生検査所長委任事項を除く。)(法二十八條一項) 3 食品衛生監視員に監視指導を行わせること(食肉衛生検査所長委任事項を除く。)(法三十條二項) 4 食品衛生管理者の設置等又は変更の届出を受けること。(法四十八條八項) 5 食品営業を許可すること。(法五十二條一項) 6 許可営業者の地位の承継の届出を受けること。(法五十三條二項) 7 営業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は営業者に対し、食品衛生上の危害を除去するための処置をとることを命ずること(食肉衛生検査所長委任事項を除く。)(法五十四條) 8 食品営業の許可を取り消し、又はその営業を禁止し、若しくは停止すること。(法五十五條一項、五十六條)

<p>二十五 魚介類行商に 関する条例関係事務 例…香川県魚介類行 商に関する条例</p>	<p>9 営業者にその営業の施設の整備改善を命ずること(食肉衛生検査所長委任事項を除く。)(法五十六条)</p> <p>10 許可営業者の氏名等の変更の届出を受けること。(省七十一条)</p> <p>11 営業施設の業種別基準の緩和について承認すること。(条三条ただし書)</p> <p>1 行商者の登録をし、登録の更新をし、変更届出事項の登録をし、又は登録を抹消すること。(条三条一項、五条一項、六条二項、十二条)</p> <p>2 行商者から登録事項の変更又は魚介類行商の廃止の届出を受けること。(条六条一項)</p> <p>3 魚介類行商登録証を交付し、再交付し、又はその返納を受けること。(条七条一項・三項、十三条)</p> <p>4 行商者に報告を求め、又は当該職員に検査等をさせること。(条九条一項)</p> <p>5 行商者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。(条十条)</p> <p>6 行商者の登録を取り消し、又はその魚介類行商の停止を命ずること。(条十一条一項)</p>
<p>二十六 ふぐの処理等 に関する条例関係事 務 例…香川県ふぐの処 理等に関する条 例</p>	<p>1 ふぐ処理業者の登録をし、登録の更新をし、変更届出事項の登録をし、又は登録を抹消すること。(条五条一項、七条一項、九条三項、十五条)</p> <p>2 ふぐ処理業登録証を交付し、再交付し、訂正し、又はその返納を受けること。(条八条一項・三項、九条二項、十六条)</p> <p>3 登録事項の変更又はふぐ処理業者の死亡等の届出を受けること。(条九条一項、十条一項)</p> <p>4 毒性検査の結果が基準に適合していない旨又は毒性検査の結果等の報告を受けること。(条十二条三号イ・ハ)</p> <p>5 ふぐ処理業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。(条十三条)</p> <p>6 ふぐ処理業者の登録を取り消し、又はそのふぐ処理業の停止を命ずること。(条十四条一項)</p> <p>7 ふぐ処理業者に報告を求め、又は当該職員にふぐ処理施設等の立入検査をさせること。(条三十一条一項)</p>
<p>二十七 狂犬病予防法 関係事務 例…狂犬病予防法</p>	<p>1 狂犬病のまん延防止等のため、予防員に係留されていない犬を抑留せさせること。(法十八条一項)</p> <p>2 狂犬病のまん延防止等のため、予防員に係留されていない犬を棄殺させるとともに、その旨を住民に対し周知させること。(法十八条の二第一項)</p>
<p>二十八 動物の愛護及</p>	<p>1 動物取扱業の届出を受けること。(法八条一項)</p>

び管理に関する法律
 関係事務
 法…動物の愛護及び
 管理に関する法
 律
 条…香川県動物の愛
 護及び管理に関
 する条例
 規…香川県動物の愛
 護及び管理に関
 する規則

2	動物取扱業者から届出事項の変更又は飼養施設の使用の廃止の届出を受けること。(法九条一項・二項)		
3	動物取扱業者の地位の承継の届出を受けること。(法十条二項)		
4	動物取扱業者に対し、飼養施設の構造等を改善すべきことを勧告すること。(法十二条一項)		
5	勧告に従わない動物取扱業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法十二条二項)		
6	動物取扱業者から報告を徴し、又は当該職員に事業所等の立入検査をさせること。(法十三条一項)		
7	周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。(法十五条一項)		
8	勧告に係る措置をとらなかつた周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法十五条二項)		
9	市町長に対し、周辺の生活環境の保全に係る勧告又は命令に関し、必要な協力を求めること。(法十五条三項)		
10	犬等を引き取るべき場所の指定をすること。(法十八条一項・二項)		
11	市町長に対し、犬等の引取りに関し、必要な協力を求めること。(法十八条三項)		
12	通報に係る動物等を収容すること。(法十九条二項)		
13	動物取扱業者に標識を交付すること。(条六条)		
14	犬を飼養することができなくなつた旨の届出を受け、指示すること。(条八条一号)		
15	危険な動物の飼養等を許可すること。(条十条一項)		
16	飼養等の許可に係る危険な動物の数の増加等を許可すること。(条十三条一項)		
17	飼養等の許可に係る飼養者の氏名の変更等の届出を受けること。(条十三条三項、十四条)		
18	危険な動物の飼養等の許可を取り消すこと。(条十八条)		
19	犬又は危険な動物による事故の届出を受けること。(条二十条)		
20	犬の飼い主に対し、犬を係留すること等を命ずること。(条二十一条一項)		
21	危険な動物の飼い主に対し、危険な動物を飼養施設内において飼養すること等を命ずること。(条二十一条二項)		

十 子ども女性相談センター

<p>一 児童福祉法関係事務</p>	<p>1 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。(法二十七条一項一号)</p>	<p>所長等委任</p>	<p>所長等 決 裁 区 分</p>	<p>課長等</p>
<p>二十九 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律関係事務 法…有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律</p> <p>三十 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係事務 法…建築物における衛生的環境の確保に関する法律</p>	<p>1 特定建築物所有者等からの届出又は届出事項の変更若しくは特定建築物に該当しなくなつた旨の届出を受けること。(法五条一項から三項まで)</p> <p>2 特定建築物の届出を受けた旨を香川労働局長に通知すること。(法五条四項)</p> <p>3 特定建築物所有者等から報告を徴し、又は当該職員に特定建築物の立入検査等をさせること。(法十一条一項)</p> <p>4 特定建築物所有者等に当該維持管理の方法の改善等を命じ、又は当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限すること。(法十二条)</p> <p>5 登録業者から報告を徴し、又は当該職員に登録営業所の立入検査等をさせること。(法十二条の五第一項)</p> <p>6 公用又は公共の用に供する特定建築物について説明等を求めること。(法十三条二項)</p> <p>7 公用又は公共の用に供する特定建築物の維持管理の方法の改善等を勧告すること。(法十三条三項ただし書)</p>			
<p>二十九 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律関係事務 法…有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律</p>	<p>1 家庭用品の製造等の事業を行う者に対し必要な報告をさせ、又は当該職員に事務所等の立入検査若しくは家庭用品の収去をさせること。(法七条一項)</p> <p>24 動物取扱業届出済証を再交付すること。(規五条)</p> <p>25 危険な動物の飼養施設外使用の届出を受けること。(規十六条一項四号)</p>			
	<p>22 危険な動物の飼養等の許可を受けた者に対し、飼養施設の修理等を命じ、又は飼養施設の使用を禁止すること。(条二十一条三項)</p> <p>23 犬又は危険な動物の飼い主から報告を徴し、又は当該職員に飼養施設等の立入検査をさせること。(条二十二条一項)</p>			

務法…児童福祉法
政…児童福祉法施行令
省…児童福祉法施行規則
省…里親の行う養育に関する最低基準

2	児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は指導を委託すること。（法二十七条一項二号）		
3	児童を里親若しくは保護受託者に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。（法二十七条一項三号）		
4	児童を家庭裁判所に送致すること。（法二十七条一項四号）		
5	指定医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入所させて肢体不自由児施設等におけると同様な治療等を行うことを委託すること。（法二十七条一項）		
6	委託期間が満了した児童の保護を保護受託者に再委託すること。（法二十七条六項）		
7	児童の措置を解除し、停止し、又は変更すること。（法二十七条七項）		
8	児童について一定の措置をとる場合に、児童福祉審議会の意見を聴くこと。（法二十七条八項）		
9	児童が共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助等を行い、又は当該住居において日常生活上の援助等を行うことを委託すること。（法二十七条九項）		
10	保護処分決定を受けた児童を児童自立支援施設等に入所させること。（法二十七条の二第一項）		
11	児童の強制的措置を要する事件を家庭裁判所に送致すること。（法二十七条の三）		
12	親権者又は未成年後見人である保護者が児童の虐待等を行った場合に、当該児童を里親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。（法二十八条一項一号）		
13	親権者又は未成年後見人でない保護者が児童の虐待等を行った場合に、当該児童を親権者等に引き渡し、又は里親等に委託し、若しくは児童養護施設等に入所させること。（法二十八条一項二号）		
14	児童委員等に児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること。（法二十九条）		
15	四親等内の児童以外の児童を同居させた者から同居を始めた旨又は同居をやめた旨の届出を受けらるること。（法三十条一項・二項）		
16	里親等に対し、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせること。（法三十条の二）		
17	児童養護施設等に入所した児童について、引き続き当該施設に在所させること。（法三十一条一項）		
18	肢体不自由児施設に入所した児童等について引き続き当該施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。（法三十一条三項）		
19	日常生活上の援助等の措置をとった児童について、満二十歳に達するまで、引き続き援助を行い、又は日常生活上の援助等の委託を継続すること。（法三十一条四項）		

十一 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	決 裁 区 分	
		所長等委任	所長等 課長等
一 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法施行令 省…児童福祉法施行規則 省…里親の行う養育に関する最低基準	20 扶養義務者等の負担能力を認定すること（小豆総合事務所長及び東讃保健福祉事務所長委任事項を除く。）。（法五十六条一項）		
	21 扶養義務者等から措置に要する費用を徴収すること（小豆総合事務所長及び保健福祉事務所長委任事項を除く。）。（法五十六条二項）		
	22 里親又は保護受託者の認定をする場合に、児童福祉審議会の意見を聴くこと。（政二十九条）		
	23 緊急を要する場合にとつた措置について児童福祉審議会に報告すること。（政三十二条二項）		
	24 同居児童の届出者の居住地変更について新居住地の都道府県知事に通知すること。（政三十四条）		
	25 児童福祉施設等の長から児童等の死亡の届出又は措置の解除、停止若しくは変更を適当と認める旨の届出等を受けること。（省 二十七条）		
	26 里親に対し、委託児童の心身の状況等に関する定期的な報告を求めること。（省 十四条）		
	27 療育手帳を交付し、又は再交付すること。		
	1 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。（法二十七条一項一号）		
	2 児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は指導を委託すること。（法二十七条一項二号）		
	3 児童を里親若しくは保護受託者に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。（法二十七条一項三号）		
	4 児童を家庭裁判所に送致すること。（法二十七条一項四号）		
	5 指定医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入所させて肢体不自由児施設等におけると同様な治療等を行うことを委託すること。（法二十七条二項）		
	6 委託期間が満了した児童の保護を保護受託者に再委託すること。（法二十七条六項）		
	7 児童の措置を解除し、停止し、又は変更すること。（法二十七条七項）		
	8 児童について一定の措置をとる場合に、児童福祉審議会の意見を聴くこと。（法二十七条八項）		
	9 児童が共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助等を行い、又は当該住居において日常生活上の援助等を行うことを委託すること。（法二十七条九項）		

関係事務		事項	所長等委任	決裁区分	
				所長等	課長等
十二 身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所					
		10 保護処分決定を受けた児童を児童自立支援施設等に入所させること。(法二十七条の二第一項)			
		11 児童の強制的措置を要する事件を家庭裁判所に送致すること。(法二十七条の三)			
		12 親権者又は未成年後見人である保護者が児童の虐待等を行った場合に、当該児童を里親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。(法二十八条一項一号)			
		13 親権者又は未成年後見人でない保護者が児童の虐待等を行った場合に、当該児童を親権者等に引き渡し、又は里親等に委託し、若しくは児童養護施設等に入所させること。(法二十八条一項二号)			
		14 児童委員等に児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること。(法二十九条)			
		15 四親等内の児童以外の児童を同居させた者から同居を始めた旨又は同居をやめた旨の届出を受け、(法三十条一項・二項)			
		16 里親等に対し、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせること。(法三十条の二)			
		17 児童養護施設等に入所した児童について、引き続き当該施設に在所させること。(法三十一条二項)			
		18 肢体不自由児施設に入所した児童等について引き続き当該施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。(法三十一条三項)			
		19 日常生活上の援助等の措置をとった児童について、満二十歳に達するまで、引き続き援助を行い、又は日常生活上の援助等の委託を継続すること。(法三十一条四項)			
		20 扶養義務者等の負担能力を認定すること(中讃保健福祉事務所所長及び西讃保健福祉事務所所長委任事項を除く)。(法五十六条一項)			
		21 里親又は保護受託者の認定をする場合に、児童福祉審議会の意見を聴くこと。(政二十九条)			
		22 緊急を要する場合にとつた措置について児童福祉審議会に報告すること。(政三十二条二項)			
		23 同居児童の届出者の居住地変更について新居住地の都道府県知事に通知すること。(政三十四条)			
		24 児童福祉施設等の長から児童等の死亡の届出又は措置の解除、停止若しくは変更を適当と認める旨の届出等を受けること。(省二十七条)			
		25 里親に対し、委託児童の心身の状況等に関する定期的な報告を求めること。(省 十四条)			

一 身体障害者福祉法 関係事務 法…身体障害者福祉法	1 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (法十一条二項)			
	2 身体障害者の医学的、心理学的若しくは職能的判定又は補装具の処方若しくは適合判定を行うこと。 (法十一条二項)			
	3 身体障害者の巡回相談を行うこと。(法十一条三項)			
二 その他	1 一件の評価額が百万円未満の物品の無償貸付けを行うこと。			

十三 川部みどり園

一 社会福祉法関係事務 法…社会福祉法	1 川部みどり園の福祉サービスを利用するための契約を締結すること。(法七十七条)			
	関係事務	所長等委任	所長等 課長等	決裁区分

十四 知的障害者相談所

一 知的障害者福祉法 関係事務 法…知的障害者福祉法	1 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (法十二条二項)			
	2 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的又は職能的判定を行うこと。(法十二条二項)			
	3 知的障害者の巡回相談を行うこと。(法十二条三項)			
	4 療育手帳を交付し、又は再交付すること。			
	関係事務	所長等委任	所長等 課長等	決裁区分

十五 精神保健福祉センター

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務 法…精神保健及び精神障害者福祉に	1 通院による精神障害者の医療に必要な費用の負担を決定し、患者票の交付又は不承認の通知をすること。(法三十二条一項、政四条の二第一項)			
	2 精神病院の管理者から医療保護入院等の届出及び措置入院等の定期報告を受けること。(法三十三条四項、三十八条の二)			
関係事務	所長等委任	所長等 課長等	決裁区分	

十六 保健医療大学

関係事務	事 項	所長等委任	決 裁 区 分 所長等 課長等
一 保健医療大学規則 関係事務 規…香川県立保健医療大学規則	1 授業料を減免すること。(規十一条) 2 授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予すること。(規十二条一項)		
二 教育公務員特例法 関係事務 法…教育公務員特例法	1 教員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することを認めること。(法十七条一項) 2 教員の研修に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立すること。(法二十一條二項) 3 教員が現職のまま受けることができる長期にわたる研修について定めること。(法二十二條三項)		
三 その他	1 既納の授業料等の不還付の特例を承認すること。(香川県使用料、手数料条例五条) 2 非常勤講師及び学校医を委嘱し、又は解嘱すること。 3 学校の施設又は設備の使用を許可し、その許可の条件を変更し、又はその許可を取り消すこと。 4 学校の施設又は設備の使用許可の期間を更新すること。 5 学校の施設又は設備の使用料を減免すること。 6 保健医療大学における奨学を目的とする寄附金を受けること。 7 一件の評価額が五百万円未満の教育用物品又は図書の寄附又は贈与を受けること(負担付きの場合を除く。)。		
政…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	3 措置入院者等について入院の必要があるかどうかに関し精神医療審査会に審査を求めること。(法三十八條の三第一項) 4 精神病院に入院中の者又はその保護者から退院等の請求を受けること。(法三十八條の四) 5 入院の必要性又は処遇に関し精神医療審査会に審査を求めること。(法三十八條の五第一項) 6 精神医療審査会の審査結果及びこれに基づきとつた措置の通知を行うこと。(法三十八條の五第六項) 7 精神障害者保健福祉手帳の交付若しくは再交付をし、又は精神障害の状態にないと認めた旨の通知をすること。(法四十五條二項・三項、政八條二項、九條二項、十條一項)		

十七 医療短期大学		関係事務	事項	所長等委任	所長等	課長等	決裁区分
		一 医療短期大学学則 関係事務 規：香川県立医療短期大学学則	1 授業料を減免すること。(規三十一条) 2 授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予すること。(規三十二条一項) 3 既納の授業料等の不還付の特例を承認すること。(規三十三条)				
		二 教育公務員特例法 関係事務 法：教育公務員特例法	1 教員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することを認めること。(法十七条一項) 2 教員の研修に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立すること。(法二十一条二項) 3 教員が現職のまま受けることができる長期にわたる研修について定めること。(法二十二条三項)				
		三 その他	1 非常勤講師及び学校医を委嘱し、又は解嘱すること。 2 学校の施設又は設備の使用を許可し、その許可の条件を変更し、又はその許可を取り消すこと。 3 学校の施設又は設備の使用許可の期間を更新すること。 4 学校の施設又は設備の使用料を減免すること。 5 医療短期大学における奨学を目的とする寄附金を受けること。 6 一件の評価額が五百万円未満の教育用物品又は図書の寄附又は贈与を受けること(負担付きの場合を除く。) 7 教員用職員住宅の借入れを決定し、借入れの条件を変更し、又は借入契約を解除すること。 8 学長の県外旅行を命じ、及びその復命を受けること。 9 教員の調査研究等を行うための外国旅行を命じ、及びその復命を受けること。				
			10 教員の調査研究等を行うための外国旅行を命じ、及びその復命を受けること。 9 学長の県外旅行を命じ、及びその復命を受けること。 8 教員用職員住宅の借入れを決定し、借入れの条件を変更し、又は借入契約を解除すること。				

十八 食肉衛生検査所

関係事務	事項	所長等委任	決裁区分 所長等 課長等
一 食品衛生法関係事務（食肉、魚肉、食肉製品及び添加物に限る。） 法…食品衛生法	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品等を製造した者等に対し、当該食品等の検査を受けるべきことを命ずること。（法二十六条一項） 2 営業者等から報告を徴し、又は当該職員に営業の場所等の立入検査をさせ、若しくは食品等を収去させること。（法二十八条一項） 3 食品衛生監視員に監視指導を行わせること。（法三十条二項） 4 営業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は営業者に対し、食品衛生上の危害を除去するための処置をとることを命ずること。（法五十四条） 5 営業者にその営業の施設の整備改善を命ずること。（法五十六条） 1 作業衛生責任者の設置又は変更の届出を受けること。（法七条六項、十条二項） 2 と畜業者等に対し、作業衛生責任者の解任を命ずること。（法八条、十条二項） 3 自家用に供する目的で獣畜をとさつする者からの届出を受けること。（法十三条一項一号） 4 と畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対し、場所等を指示すること。（法十三条三項） 5 獣畜のとさつ又は解体の検査を行うこと。（法十四条一項から五項まで） 6 獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。（法十六条一号） 7 獣畜の所有者等に対し、当該獣畜の隔離等を命じ、又はと畜検査員にこれらの措置をとらせること。（法十六条二号・三号） 8 と畜場の設置者等から報告を徴し、又はと畜検査員にと畜場の立入検査をさせること。（法十七条一項） 9 と畜業者等にとさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止すること。（法十八条二項） 10 と畜場以外の場所において獣畜をとさつすることを許可すること。（政四条二号） 11 と畜場外へ牛の皮等を持ち出すことを許可し、又はその許可を取り消すこと。（政五条一項一号から三号まで、規十四条） 		

二 と畜場法関係事務
 法…と畜場法
 政…と畜場法施行令
 規…と畜場法施行規則

<p>三 牛海綿状脳症対策特別措置法関係事務法…牛海綿状脳症対策特別措置法</p>	<p>12 と畜場外に持ち出した獣畜の肉等を焼却した旨の報告を受けること。(規十五条一項)</p> <p>1 と畜場の設置者等に対し、学術研究の用に供するため、牛の特定部位を処理しないことを許可すること。(法七条二項)</p>
<p>四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係事務法…食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律</p>	<p>1 食鳥処理の事業を許可すること。(法三条)</p> <p>2 食鳥処理場の構造等の変更を許可すること。(法六条一項)</p> <p>3 食鳥処理の事業の許可事項の変更の届出を受けること。(法六条三項)</p> <p>4 食鳥処理業者の地位の承継の届出を受けること。(法七条二項)</p> <p>5 食鳥処理の事業の許可を取り消し、若しくは停止を命じ、又は食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくは使用を禁止すること。(法八条、九条)</p> <p>6 食鳥処理衛生管理者の設置又は変更の届出を受けること。(法十二条六項)</p> <p>7 食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。(法十三条、十六条六項)</p> <p>8 食鳥処理場の廃止、休止又は再開の届出を受けること。(法十四条)</p> <p>9 確認規程又はその変更を認定すること。(法十六条一項・二項)</p> <p>10 認定小規模食鳥処理業者から食鳥処理の確認の状況の報告を受けること。(法十六条七項)</p> <p>11 確認規程の廃止の届出を受け、その認定の効力を失う日を定めること。(法十六条八項)</p> <p>12 認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導等を行うこと。(法十六条九項)</p> <p>13 食肉販売業者から届出を受けること。(法十七条一項四号)</p> <p>14 食鳥のとさつ等を禁止すること。(法二十条一号)</p> <p>15 食鳥の所有者等に対し、食鳥の隔離等を命じ、又は当該職員にこれらの措置等を講じさせること。(法二十条二号・三号)</p> <p>16 食鳥処理業者等から報告を徴し、又は当該職員に食鳥処理場等の立入検査をさせ、関係者に質問させ、若しくは食鳥とたい等を収去させること。(法三十七条一項、三十八条一項)</p>

十九 大阪事務所

関係事務	事	項	所長等委任	所長等	決裁区分	課長等
一 大阪事務所展示施設使用規則関係事務 規…香川県大阪事務所展示施設使用規則	1 大阪事務所の展示施設（以下この関係事務において「施設」という。）の使用時間を変更すること。（規三条二項）					
	2 施設の使用を承認し、又はその承認を取り消すこと。（規四条、七条）					
	3 施設の使用料金を減免すること。（規五条二項）					
	4 施設の設備の付加又は変更の承認をすること。（規六条四号）					
	5 違約金を徴収すること。（規八条）					
	6 施設の管理又は運営について指示すること。（規十条）					
	7 実費を基準として附属設備の使用料金の額を定めること。（規別表）					

二十 産業技術センター

関係事務	事	項	所長等委任	所長等	決裁区分	課長等
一 使用料、手数料条例関係事務 例…香川県使用料、手数料条例	1 実費を基準としてその他の特殊分析の手数料の額を定めること。（条別表第一二表）					
二 その他	1 試験、研究、調査及び指導に係る計画を策定し、及び実施すること。					
	2 試験研究結果を公表すること。					

二十一 計量検定所

関係事務	事	項	所長等委任	所長等	決裁区分	課長等
一 計量法関係事務 法…計量法 政…計量法施行令	1 法定計量単位により取引若しくは証明における計量をする者又は特定商品の販売若しくは輸入の事業若しくは特定計量器の販売の事業を行う者に対し、必要な措置をとるべきこと等を勧告すること。（法十条二項、十五条一項、五十二条二項）					

省告：計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準
 条：香川県計量検定所条例
 条：香川県使用料手数料条例

<p>2 勧告を受けた者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。(法十条三項、十五条二項、五十二條三項)</p>		
<p>3 勧告に係る措置をとらなかつた特定商品又は特定計量器の販売の事業を行う者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法十五条三項、五十二條四項)</p>		
<p>4 特定計量器の検定、装置検査、定期検査若しくは計量証明検査又は基準器検査を行うこと。(法十六条一項二号イ・三項、十九条一項、百二條一項、百六條一項)</p>		
<p>5 指定製造者又は適正計量管理事業所を指定すること。(法十七条一項、百二十七條一項)</p>		
<p>6 定期検査を行う区域等を公示すること。(法二十一條二項)</p>		
<p>7 実施期日に定期検査を受けることができない者からの届出を受け、その届出に係る定期検査の期日及び場所を指定すること。(法二十一條三項)</p>		
<p>8 定期検査を行う区域内の市町の長からその対象となる特定計量器の調査の報告を受けること。(法二十二條)</p>		
<p>9 計量士による検査を受けている旨の届出を受けること。(法二十五條一項、百二十條一項)</p>		
<p>10 特定計量器の製造の事業又はその変更若しくは廃止の届出等を経済産業大臣に進達すること。(法四十條二項、四十二條三項、四十五條二項)</p>		
<p>11 届出製造事業に係る指定の申請又はその申請事項の変更の届出等を経済産業大臣に進達すること。(法四十條二項、百條)</p>		
<p>12 特定計量器の修理若しくは販売の事業又はその変更若しくは廃止の届出を受けること。(法四十六條、五十一條)</p>		
<p>13 届出修理事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。(法四十八條)</p>		
<p>14 輸出のための特定計量器の製造等の届出を受けること。(法五十三條一項ただし書・二項ただし書、五十五條ただし書、五十七條一項ただし書・二項ただし書、八十條ただし書、八十二條ただし書、九十五條一項ただし書)</p>		
<p>15 計量証明の事業の登録に係る変更又は廃止の届出等を受けること。(法六十二條一項、六十五條百十四條)</p>		
<p>16 指定製造者又は適正計量管理事業所の指定に係る申請事項の変更又はその事業の廃止の届出を受けること。(法六十二條一項、六十五條、百三十三條)</p>		
<p>17 指定製造者、計量証明事業者又は適正計量管理事業所に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。(法六十四條、百十一條、百三十一條)</p>		

18	届出製造事業者又は適正計量管理事業所の指定に係る検査を行い、又はその結果を経済産業大臣に報告すること。(法九十一条二項・三項、百二十七条三項・四項)		
19	計量証明の事業の登録をすること。(法百七条)		
20	計量証明事業者の事業規程又はその変更の届出を受けること。(法百十条一項)		
21	計量証明事業者に対し、事業規程を変更すべきことを命ずること。(法百十条二項)		
22	適正計量管理事業所の指定の申請を経済産業大臣に進達すること。(法百二十七条二項)		
23	特定市町の長から適正計量管理事業所の指定に係る検査の結果の報告を受けること。(法百二十七条四項)		
24	届出製造事業者等に対し、その業務に関し報告させること。(法百四十七条一項)		
25	当該職員に届出製造事業者等の工場等の立入検査をさせること。(法百四十八条一項)		
26	計量器等の所有者又は占有者に対し、その計量器等を提出すべきことを命ずること。(法百四十九条一項)		
27	計量器等の提出命令による損失を補償すること。(法百四十九条三項)		
28	特定商品の特定物象量の表記を抹消し、その理由を告知すること。(法百五十条)		
29	特定計量器の検定証印等を除去し、その理由を告知すること。(法百五十一条一項・四項、百五十二条一項・三項、百五十四条一項・三項)		
30	特定市町の長とその区域における事務の執行に関し協議すること。(法百五十五条)		
31	経済産業大臣から定期検査等に必要な用具の貸付けを受けること。(法百六十七条)		
32	計量士の資格の認定の申請等を計量行政審議会に進達すること。(政三十条一項、三十一条)		
33	計量士の資格の条件に適合することを証明すること。(政三十条一項、三十二条二項)		
34	計量士の登録の申請等を経済産業大臣に進達すること。(政三十二条一項、三十五条から三十七条まで)		
35	計量管理に関する試験を実施すること。(省告一号)		
36	検定、検査等の手数料を減免すること。(条 三条一項ただし書)		
37	手数料の前納の特例を承認すること。(条 三条二項、条 三条)		
38	既納の手数料の不還付の特例を承認すること。(条 三条二項、条 五条)		
39	実費を基準として検定、検査等の手数料の額を定めること。(条 別表)		

二十二 高等技術学校

関係事務		事	項	所長等委任	所長等	決 裁 区 分	課長等
一 訓練手当支給規則 関係事務 規…訓練手当支給規則		1 訓練手当を支給しないことを決定すること。(規八条)					
二 その他		1 生徒等の教育計画を策定し、及び実施すること。					
		2 職業転換訓練の実施に伴う委託契約を締結すること。					

二十三 栗林公園観光事務所

関係事務		事	項	所長等委任	所長等	決 裁 区 分	課長等
一 都市公園法関係事務 法…都市公園法 条…香川県都市公園 条例		1 期間が一年以内の公園管理者以外の者の公園施設の設置の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。(法五条二項)					
		2 期間が一年以内の公園の占用の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。(法六条一項・三項)					
		3 現に公園管理者の許可を受けたものの継続許可で期間以外の条件に変更のないものの許可をすること(1及び2の規定により許可したものについては、その期間が許可の更新の前後を通じて一年を超えるものを除く。)(法五条二項、六条一項・三項)					
		4 法令の規定に違反している者等に対し、許可の取消し等の処分をし、又は必要な措置を命ずること(1及び2の許可に係るものに限る。)(法十一条一項・二項)					
		5 公園における営業行為等の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。(条三条一項・三項)					
		6 公園の利用を禁止し、又は制限すること。(条六条)					
		7 条例の規定に違反している者等に対し、許可の取消し等の処分をし、又は必要な措置を命ずること(5の許可及び6の処分に係るものに限る。)(条九条)					
		8 公園施設の設置に関する工事の完了等の届出を受けること。(条十条)					
		9 使用料を徴収し、又は還付すること。(条十一条、十三条ただし書)					
		10 公園生産物の払下げ又は処分をすること。					

二十四 農業試験場

関係事務	事	事項	所長等委任		決裁区分	
			所長等	課長等	所長等	課長等
一 肥料取締法関係事務 法…肥料取締法 規…肥料取締法施行 細則	1 2 3 4 5 6 7	1 肥料の登録証を書替え交付し、又は再交付すること。（法十三条）				
		2 登録を受けていた者等から登録の失効の届出を受けること。（法十五条一項）				
		3 指定配合肥料及び特殊肥料の生産業者等からその事業の開始、変更又は廃止の届出を受けること。（法十六条の二、二十二条）				
		4 肥料の生産業者等から販売業務の開始、変更又は廃止の届出を受けること。（法二十三条）				
		5 肥料の生産業者等からその業務に関し、必要な報告を徴すること。（法二十九条一項・三項）				
		6 肥料検査員に事業場等の立入検査をさせ、又は肥料等を収去させること。（法三十条一項・三項）				
		7 肥料の生産業者等から代理人等の住所等又は肥料の種類別数量等の報告を受けること。（規二条一項・二項）				
二 その他	1 2 3 4	1 試験研究テーマを決定すること。				
		2 試験研究の結果を公表すること。				
		3 園芸作物の種苗増殖技術に関する調査及び応用研究をすること。				
		4 園芸に関する研修等及び園芸作物の展示の内容を決定すること。				

二十五 農業試験場小豆分場

関係事務	事	事項	所長等委任		決裁区分	
			所長等	課長等	所長等	課長等
一 オリーブ公園規則 関係事務 規…香川県オリーブ 公園規則	1 2 3 4	1 オリーブ公園（以下この関係事務において「公園」という。）における募金等の行為及び公園を独占して利用することを許可し、又は当該許可事項の変更を許可すること並びに当該許可に条件を付すこと。（規二条一項二号・三号、二項・三項）				
		2 公園の保全等のため、公園の利用を禁止し、又は制限すること。（規四条）				
		3 規則の規定に違反した者等に許可（営業行為の許可を除く。）を取り消す等の処分をすること。（規五条）				
		4 公園の利用者に迷惑をかける行為をする者等に公園への入園を拒否し、又は退去を命ずること。（規六条）				

二十六 農業試験場病害虫防除所

関係事務	事 項	所長等委任	決 裁 区 分	
			所長等	課長等
一 農業取締法関係事務 法…農業取締法	<ol style="list-style-type: none"> 1 販売者からの届出を受けること。(法八条一項・二項) 2 農業使用者に対し、農業の使用について指導を行うこと。(法十二条の三) 3 販売者等に対し、その業務若しくは農業の使用に関し報告を命じ、又は当該職員に必要な場所への立入検査等を行わせること(本庁で報告を命じ、又は立入検査等を行わせる場合等を除く)。(法十三条一項・三項、十三条の三) 			

二十七 地域農業改良普及センター

関係事務	事 項	所長等委任	決 裁 区 分	
			所長等	課長等
一 農業改良助長法関係事務 法…農業改良助長法	<ol style="list-style-type: none"> 1 改良普及員が行う普及指導を総合するための活動、農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供及び新規就農を促進するための活動を行うこと。(法十四条の六第二項) 			
二 主要農作物種子法 関係事務 法…主要農作物種子法	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要農作物の種子のほ場審査及び生産物の審査を行うこと。(法四条一項・二項・四項) 2 指定種子生産者には場審査証明書又は生産物審査証明書を交付すること。(法五条) 3 指定種子生産者又は指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導をすること。(法六条) 			

二十八 畜産試験場

関係事務	事 項	所長等委任	決 裁 区 分	
			所長等	課長等
一 家畜人工授精の用に供する精液又は家畜受精卵移植の用に供する精液又は家畜受精卵移植の用に供する受精卵の譲渡に関する事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜人工授精の用に供する精液又は家畜受精卵移植の用に供する受精卵(以下この関係事務において「精液等」という。)を譲渡すること。 2 精液等の特定の譲受者をあらかじめ設置主体の同意を得て選定すること。 3 精液等の特定の譲受者に対する精液等の保存に必要な器具の貸与又は液体窒素の補給を決定すること。 4 精液等の特定の譲受者に対し、精液等の保存について指導し、及び必要な報告を求めること。 5 精液等の特定の譲受者の選定を取り消すこと。 			

<p>二 家畜人工授精の用に供する精液又は家畜受精卵移植の用に供する受精卵の譲渡に関する事務</p>	<p>1 家畜人工授精の用に供する精液又は家畜受精卵移植の用に供する受精卵を譲渡すること。</p>			
<p>三 家畜改良増殖法関係事務 法…家畜改良増殖法</p>	<p>1 臨時の種畜検査を実施すること。(法四条一項) 2 種畜証明書の効力を取り消し、若しくは停止し、又は停止を解除すること。(法七条) 3 種畜の飼養者及び家畜人工授精師等から種付けに関する報告を徴すること。(法三十四条二項) 4 種畜検査委員等に畜舎等の立入検査をさせ、又は種畜の精液を収去させること。(法三十五条一項)</p>			
<p>四 獣医療法関係事務 法…獣医療法</p>	<p>1 診療施設の開設、休止、廃止又は届出事項の変更の届出を受けること。(法三条) 2 診療施設の開設者等に対し必要な報告を命じ、又は当該職員に立入検査をさせること。(法八条) 3 往診診療者等又は診療用機器等の管理者に対し、検査のため物件を提出させること。(法八条二項)</p>			
<p>五 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 法…家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律</p>	<p>1 畜産業を営む者に対し、管理基準に従った管理が行われるよう指導及び助言を行うこと。(法四条) 2 畜産業を営む者に対し、報告を命じ、又は当該職員に事業場等の立入検査をさせること。(法六条一項)</p>			
<p>六 家畜伝染病予防法関係事務 法…家畜伝染病予防法 省…家畜伝染病予防法施行規則</p>	<p>1 獣医師から、家畜が届出伝染病又は新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した旨の届出を受けること。(法四条一項、四条の二第一項) 2 新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した旨の届出に係る家畜の所有者に対し、当該家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずること。(法四条の二第三項) 3 家畜に検査等を行った旨のらく印等の標識を家畜防疫員に付させること。(法七条、三十一条二項) 4 家畜の所有者に対し、消毒方法等を実施すべき旨を命ずること(命令を受けるべき者が十人以下の場合に限る。)(法九条、三十条、省十五条一項)</p>			

関係事務		事 項		所長等委任	決 裁 区 分	
一 一般関係事務				所長等	課長等	
		1 農林漁業資金貸付対象土地改良事業の完了認定をすること。 2 農業水利を調整すること。 3 県営土地改良事業の施行に伴う保安林における立木の伐採又は立竹の伐採等の許可を申請すること。(森林法三十四条一項・二項) 4 県営土地改良事業の施行に伴う道路に関する工事について道路管理者に承認願をし、又は道路の占用の許可を申請すること。(道路法二十四条、三十二条一項・三項) 5 県営土地改良事業の施行に伴う河川区域、河川保全区域又は河川予定地における工事等の承認願をし、又は許可を申請すること。(河川法二十条、二十三条から二十五条まで、二十六条一項、二十七条一項、二十八条、五十五条一項、五十七条一項)				
		七 牛海綿状脳症対策 特別措置法関係事務 法…牛海綿状脳症対策特別措置法				
		1 獣医師等から牛が死亡した旨の届出を受けること。(法六条一項) 13 動物の所有者等に対し、必要な事項についての報告を求め、報告すべき者が五十人以下の場合に限る。(法五十二条、省五十八条) 12 動物用生物学的製剤の使用を許可すること。(法五十条) 11 家畜防疫員に家畜の検査等を行わせること。(法三十一条一項) 10 家畜防疫員に倉庫等の消毒を行わせること。(法二十六条三項) 9 倉庫等の所有者に対し、倉庫等を消毒すべき旨を命ずること。(法二十六条一項) 8 家畜の死体等を埋却した土地を掘ることを許可すること。(法二十四条) 7 患畜等の死体の所有者に対し、当該患畜等の死体の焼却又は埋却をしないことを許可すること。(法二十一条一項) 6 患畜等の所在場所とその他の場所との通行を遮断すること。(法十五条) 5 獣医師等から家畜が患畜又は疑似患畜となつたことを発見した旨の届出を受けること。(法十三条一項・二項)				

三十 土地改良事務所

<p>一一 土地改良法関係事務(香川用水土地改良区に係る事務を除く。)</p> <p>法…土地改良法 条…香川県土地改良施設の管理に関する条例 規…土地改良法施行細則</p>	<ol style="list-style-type: none"> 6 農業漁業金融公庫の貸付対象事業に係る補助金交付状況調査を農林漁業金融公庫へ提出すること。 7 土地改良財産の境界について協議し、確定すること。 8 県営土地改良事業に係る用地、物件及び地上権その他の権利の取得及び補償に関する契約を締結すること。 9 県営土地改良事業の施行に係る登記を囑託すること。 10 天災地変その他非常の場合の応急措置を講ずること。 1 県営土地改良事業(換地を伴うものに限る。)(の計画変更に係る国有地等の地区編入の変更を申請すること及び宅地等編入同意を得ること。(法五条六項・七項、八十七条の三第六項) 2 土地改良区の役員就任等の届出を受けること。(法十八条十六項、八十四条) 3 土地改良区の定款の変更、土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業を行うことを認可すること。(法三十条二項、四十八条一項) 4 災害のための応急工事計画を認可し、又は協議に応じて同意すること。(法四十九条、八十四条、九十六条の四) 5 換地計画の適否を決定し、又は換地計画若しくはその変更を認可すること。(法五十二条の二第一項、五十二条の四第一項、五十三条の四第二項) 6 換地処分をした旨の届出を受けること。(法五十四条三項、九十六条、九十六条の四) 7 土地改良区の解散を認可すること。(法六十七条一項) 8 土地改良区が解散したときの清算人の届出を受けること。(法六十八条、八十四条) 9 土地改良区の清算が終了した旨の届出を受けること。(法七十六条、八十四条) 10 土地改良区等からの申出に係る土地改良施設を管理すること。(法九十三条) 11 農業協同組合等の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止を認可すること。(法九十五条三項、九十五条の二第三項) 12 市町の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止について協議に応じ、同意すること。(法九十六条の二第五項、九十六条の三第五項) 13 土地改良事業の着手及び完了の届出を受けること。(法百十三条の二第一項) 14 土地改良事業調査のため、当該職員に他人の土地に立ち入つて測量又は検査をさせること。(法百十八条一項)
---	---

<p>三 海岸法関係事務 法…海岸法 条…香川県海岸占用料等に関する条例 例 規…香川県海岸管理規則</p>	<p>15 土地改良事業の施行の障害となる物件を移転し、除去し、又は取り壊すこと。(法百十九条)</p> <p>16 土地改良区等からその事業に関する報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況の検査をすること。(法百三十二条一項)</p> <p>17 委託施設の他目的への使用等を承認すること。(条六条)</p> <p>18 委託施設の原形に変更を及ぼす工事を承認すること。(条七条)</p> <p>19 委託施設の滅失等の報告を受けること。(条八条)</p> <p>20 土地改良区、土地改良区連合及び共同施行者から規約その他の届出を受けること。(規二条、三条、四条二項、五条から七条まで、十条)</p> <p>21 団体営土地改良事業に係る専門技術者の委嘱を行うこと。</p> <p>22 土地改良財産の譲与に伴う土地の所有権移転登記承諾書及び土地改良事業当地証明書の交付をすること。</p> <p>1 海岸保全区域及び一般公共海岸区域(以下この関係事務において「海岸保全区域等」という。)内における占用若しくは行為(土石の採取を除く。)を許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に応ずること。(法七条一項、八条一項二号・三号、十条二項、三十七条の四、三十七条の五第二号・三号、規十条)</p> <p>2 海岸保全区域等内における占用の許可の更新で許可の期間以外の条件に変更のないものを許可すること。(規五条二項)</p> <p>3 法令の規定等に違反した者又は海岸保全区域等の占用の許可を受けた者に対し、当該許可の取消しその他の監督処分をすること(1の許可に係るものに限る。)(法十二条一項・二項、三十七條の八)</p> <p>4 海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画を承認し、又は当該承認に代わる国等からの協議に応ずること(施行面積が三百平方メートル未満のものに限る。)(法十三条)</p> <p>5 海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等を当該施設に関する工事と併せて施行すること(工事の施行につき所長が権限を有するものに限る。)(法十七条一項)</p> <p>6 海岸保全区域等に関する調査等のため、他人の土地等に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。(法十八条一項、三十七条の八)</p> <p>7 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し、報告等を求め、又は当該職員に海岸保全施設の立入検査をさせること。(法二十条一項)</p>
--	---

<p>8 負担金等を納付しない者に督促し、又は延滞金を徴収すること。(法三十五条一項から三項まで、三十七条の八)</p>			
<p>9 占用料等を徴収し、減免し、又は還付すること。(条一条、四条、六条ただし書)</p>			
<p>10 工事の完了の届出を受けること。(規十一条)</p>			
<p>11 工事の完了又は原状回復等の検査をすること。(規十一条、十四条)</p>			
<p>12 許可を受けた者の住所又は氏名の変更等の届出を受けること。(規十二条)</p>			
<p>13 許可によつて生ずる権利義務を他人に譲渡することを許可すること(1)の許可に係るものに限る。(。)(規十三条ただし書)</p>			
<p>14 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(規十三条の二第二項)</p>			
<p>15 許可に係る場所を原状に回復する必要がないと認めること(1)の許可に係るものに限る。(。)(規十四条ただし書)</p>			
<p>1 地すべり防止区域に関する調査等のため、当該職員を他人の土地に立ち入らせ、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。(法十六条)</p>			
<p>2 地すべり防止区域内の居住者に立退きを指示すること。(法二十五条)</p>			
<p>1 ため池の状況又はその変更の届出を受けること。(条四条一項)</p>			
<p>2 ため池の埋立ての届出を受けること。(条四条二項)</p>			
<p>3 ため池における禁止行為を許可すること。(条五条一項)</p>			
<p>4 ため池の管理状況の報告を徴し、又は当該職員に管理の状況の検査をさせること。(条六条)</p>			
<p>5 災害防止のための必要な措置をとるよう管理者に勧告すること。(条七条)</p>			
<p>6 管理者に対し、ため池の保全に関する技術的援助を行うこと。(条八条)</p>			
<p>1 団体営土地改良事業についての農林水産大臣が定める軽微な変更(補助金の額の変更に係るものを除く。)を承認すること。</p>			
<p>2 単独県費補助土地改良事業の事業内容の変更(補助金の額の変更に係るものを除く。)を承認すること。</p>			
<p>3 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 イ 団体営土地改良事業 ロ 単独県費補助土地改良事業</p>			
<p>八 農地等集団化事業</p>			
<p>五 ため池の保全に関する条例関係事務 条…ため池の保全に関する条例</p>			
<p>四 地すべり等防止法 関係事務 法…地すべり等防止法</p>			
<p>六 補助金交付関係事務</p>			

<p>条…香川県公共用財産管理條例 規…香川県公共用財産管理條例施行規則</p>	<p>3 公共用財産に係る次に掲げる行為を許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に基づく権利の譲渡を許可すること。(条三条一項、九条ただし書) イ 期間が一年以内の使用 ロ 建築物、土地等の出入口用床版架設を目的とする使用 ハ 電柱、水道管、ガス管等の設置を目的とする使用 ニ 広告物の設置を目的とする使用</p>	<p>4 公共用財産の使用の継続を許可すること。(条三条一項、規三条)</p>	<p>5 使用料を徴収し、又は還付すること。(条四条、八条ただし書)</p>	<p>6 使用料を減免すること。(条六条)</p>	<p>7 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(条十条二項)</p>	<p>8 公共用財産に係る行為の許可を取り消し、その条件を変更し、又は新たに条件を付すること(3及び4の許可に係るものに限る。)(条十二条)</p>	<p>9 許可に係る工事の着手等の届出を受け、又は許可を受けた者の氏名等の変更の届出を受けること。(規五条一項・二項、六条)</p>	<p>10 許可に係る工事の完了又は原状回復の検査をすること。(規五条三項)</p>	<p>11 公共用財産の境界について協議し、確定すること。</p>	<p>12 公共用財産(面積が千平方メートル未満の場合に限る。)とする目的とする寄附を受納すること。</p>	<p>13 面積が千平方メートル未満の公共用財産の用途を変更すること。</p>	<p>14 公共用財産に関する登記を囑託し、又は登記承諾をすること。</p>	<p>三 一般海域管理條例 関係事務 条…香川県一般海域管理條例 規…香川県一般海域管理條例施行規則</p>	<p>1 一般海域における占用若しくは行為を許可し、当該許可事項の変更を許可し、当該許可に基づく権利の譲渡を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に応ずること。(条三条一項一号・三号、四項、十二条ただし書)</p>	<p>2 一般海域の占用等の継続を許可すること。(条三条一項一号・三号、規三条三項)</p>	<p>3 占用料等を徴収し、又は還付すること。(条六条、十一条ただし書)</p>	<p>4 占用料等を減免すること。(条九条)</p>	<p>5 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(条十三条二項)</p>	<p>6 許可に係る場所を原状に回復する必要がないと認めること。(条十四条ただし書)</p>
--	--	---	--	---------------------------	---	--	--	--	-----------------------------------	--	---	--	--	---	--	--	----------------------------	--	--

<p>四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係事務(分別解体等の実施に係る事務)(建築物に係るものについては高松土木事務所管内を除く。)</p>	<p>7 条例の規定等に違反した者に対し、許可の取消しその他の監督処分をすること。(1及び2の許可に係るものに限る。)(条十五條)</p> <p>8 許可を受けた者から報告を徴し、又は当該職員に立入検査をさせること。(条十六條一項)</p> <p>9 許可に係る工事の中止等の届出を受け、検査をすること。(規五條)</p> <p>10 許可を受けた者の氏名等の変更の届出を受けること。(規六條)</p> <p>1 対象建設工事の届出又はその変更の届出を受けること。(法十條一項・二項)</p> <p>2 届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずること。(法十條三項)</p> <p>3 国の機関又は地方公共団体から対象建設工事の通知を受けること。(法十一條)</p> <p>4 対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告をすること。(法十四條)</p> <p>5 対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。(法十五條)</p> <p>6 対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、分別解体等の実施の状況に関し報告を求めること。(法四十二條一項)</p> <p>7 分別解体等に関し、当該職員に対象建設工事の現場等の立入検査をさせること。(法四十三條一項)</p>
<p>五 道路法関係事務 法…道路法 共同溝法…電線共同溝の整備等に関する特別措置法 条…香川県道路占用料条例 規…香川県道路占用規則</p>	<p>1 工事原因者に工事等の施行を命ずること(道路を損傷し、又は汚損した行為に係るものに限る。)(法二十二條一項)</p> <p>2 道路管理者以外の者が行う工事等(道路区域の変更を要する工事及び立体交差工事を除く。)(を承認すること。)(法二十四條)</p> <p>3 道路台帳を調製し、保管すること。(法二十八條一項)</p> <p>4 道路の占用を許可し、若しくは当該許可事項の変更を許可し、又は国の行う道路占用に同意し、若しくは協議に応ずること(国土交通省道路局に事前協議を必要とする物件について占用許可等をし、又は同意し、若しくは協議に応ずることを除く。ただし、期間の更新その他知事が別に定めるものについては、この限りでない。)(法三十二條一項・三項、三十五條、九十一條二項、共同溝法十條、十一條一項、十二條一項、二十一條)</p> <p>5 道路の占用について警察署長に協議すること。(法三十二條五項、九十一條二項)</p> <p>6 道路占用者に原状回復等の指示をすること。(法四十條二項、九十一條二項)</p> <p>7 車両の積載物の落下の予防等の措置を命ずること。(法四十三條の二)</p>

8	違法放置物件の除去その他の必要な措置を講ずること。(法四十四条の二第二項・二項・四項・五項、九十一条二項)		
9	道路標識又は区画線を設置すること。(法四十五条一項、九十五条の二第二項)		
10	道路の通行を禁止し、又は制限すること。(法四十六条一項・三項、四十七条三項、九十五条の二第二項)		
11	特殊な車両の通行を許可すること(本庁で申請を受理したものを除く)。(法四十七条の二第一項・二項)		
12	法令等に違反している車両の通行の中止、総重量の軽減等を命ずること。(法四十七条の三第一項)		
13	路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。(法四十七条の三第二項)		
14	通行の制限に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置を命ずること。(法四十八条の十)		
15	工事原因者に工事の費用等を負担させること。(法五十八条一項、五十九条三項)		
16	道路に関する調査等のため、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等として一時使用する。(法六十六条一項)		
17	道路に長時間放置された車両の移動その他の必要な措置を講ずること。(法六十七条の二)		
18	非常災害時において必要な土地等を使用し、若しくは土石等を収用し、又は住民を防御に従事させること。(法六十八条)		
19	法令の規定等に違反した者に対し、当該承認又は許可(2の承認並びに4及び11の許可に限る。)の取消しその他の監督処分(特に指示したものを除く。)をすること。(法七十一条一項から三項まで、九十一条二項、共同溝法二十六条)		
20	占用料を徴収し、又は還付すること。(条一条、四条ただし書)		
21	占用料を減免すること。(条二条三項)		
22	道路の占用の軽易な変更の届出を受けること。(規三条二項)		
23	道路の占用について権利義務の譲渡を許可すること。(規六条ただし書)		
24	相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(規七条二項)		
25	道路占用者から工事の着手届及び完了届を受けること。(規八条)		

<p>六 車両制限令関係事務 政…車両制限令</p>	<p>26 道路の占用に関する工事の完了又は原状回復の検査をすること。(規八条二項、十条)</p> <p>27 道路占用者から占用廃止等の届出を受けること。(規九条)</p> <p>28 道路又は不用物件に関する登記を囑託すること。</p>
<p>七 河川法関係事務 法…河川法 政…河川法施行令 例…香川県河川占用料等に関する条例 規…香川県河川管理規則</p>	<p>1 車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めること。(政七条一項・二項)</p> <p>2 車両の通行の方法を定めること。(政十条)</p> <p>3 車両の通行に支障がある場合に、他の道路を指定すること。(政十一条)</p> <p>4 特殊な車両の通行を認定すること(本庁で申請を受理したものを除く)。(政十二条)</p> <p>1 河川台帳を調製し、保管すること。(法十二条一項)</p> <p>2 工事原因者に工事等の施行を命ずること。(法十八条)</p> <p>3 河川管理者以外の者が行う工事等を承認すること(施行面積が三百平方メートル未満のものに限る)。(法二十条)</p> <p>4 洪水時等において必要な土地等を使用し、土石等の資材等を使用し、若しくは収用し、工作物等を処分し、又は住民等を当該業務に従事させること。(法二十二条一項・二項)</p> <p>5 河川区域内における次に掲げるものの占用又は行為(流水の占用又はダムを設置を伴う場合を除く)の許可(許可に代わる国等からの協議に応ずることを含む。以下この関係事務において同じ)をすること。(法二十四条、二十六条一項、二十七条一項、九十五条)</p> <p>イ 面積が千平方メートル未満の土地</p> <p>ロ 面積が千平方メートル未満の工作物の新設</p> <p>ハ 改築又は除去に係る面積が千平方メートル未満の工作物の改築又は除却</p> <p>ニ 土地の掘削等(当該掘削等に係る土量が千立方メートル未満のものに限る)又は竹木の栽植若しくは伐採</p> <p>ホ 軌道、電柱、管類、ケーブル、架空の電線又は上空に設ける線類による占用</p> <p>6 河川保全区域内及び河川予定地内における次に掲げる行為(流水の占用又はダムを設置を伴う場合を除く)を許可すること。(法五十五条一項、五十七条一項、九十五条)</p> <p>イ 土地の掘削等(当該掘削等に係る土量が千立方メートル未満のものに限る)。</p> <p>ロ 面積が千平方メートル未満の工作物の新設</p> <p>ハ 改築又は除却に係る面積が千平方メートル未満の工作物の改築又は除却</p> <p>7 河川区域内、河川保全区域内及び河川予定地内における占用又は行為(流水の占用又はダムを設置を伴う場合を除く)の許可の更新で許可の期間以外の条件に変更のないものを許可すること。</p> <p>8 許可を受けて工作物を設置している者に当該工作物の除却又は河川の原状回復等を命ずること。(法三十一条二項)</p>

<p>9 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(法三十三条三項、五十五条二項、五十七条三項)</p>			
<p>10 河川の占用等の権利の譲渡の承認(承認に代わる国等からの協議に応ずることを含む。)をすること(5から7までの許可に係るものに限る。)(法三十四条一項、九十五条)</p>			
<p>11 法令の規定等に違反した者に対し、当該許可の取消しその他の監督処分をすること(5から7までの許可に係るものに限る。)(法七十五条一項・二項)</p>			
<p>12 許可を受けた者等から報告を徴し、又は当該職員に事務所等の立入検査をさせること。(法七十八条)</p>			
<p>13 河川区域等の調査のため、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。(法八十九条一項)</p>			
<p>14 知事が管理する廃川敷地内の行為を規制すること。(法九十一条一項)</p>			
<p>15 河川へ汚水を排出する者から届出を受けること。(政十六条の五第一項)</p>			
<p>16 土地の占用料等を徴収し、又は還付すること。(条一条、六条ただし書)</p>			
<p>17 土地の占用料等を減免すること。(条四条)</p>			
<p>18 工事の完成検査を行うこと。(規五条)</p>			
<p>19 許可又は承認に係る行為の廃止の届出等を受けること。(規六条)</p>			
<p>八 海岸法関係事務(国土交通省所管の海岸に係る事務に限る。) 法…海岸法 条…香川県海岸占用料等に関する条例 規…香川県海岸管理規則</p> <p>1 海岸保全区域及び一般公共海岸区域(以下この関係事務において「海岸保全区域等」という。)内における占用若しくは行為(土石の採取を除く。)を許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に応ずること。(法七条一項、八条一項二号・三号、十条二項、三十七条の四、三十七条の五第二号・三号、規十条)</p>			
<p>2 海岸保全区域等内における占用の許可の更新で許可の期間以外の条件に変更のないものを許可すること。(規五条二項)</p>			
<p>3 法令の規定等に違反した者又は海岸保全区域等の占用の許可を受けた者に対し、当該許可の取消しその他の監督処分をすること(1の許可に係るものに限る。)(法十二条一項・二項、三十七条の八)</p>			
<p>4 海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画を承認し、又は当該承認に代わる国等からの協議に応ずること(施行面積が三百平方メートル未満のものに限る。)(法十三条)</p>			
<p>5 海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等を当該施設に関する工事と併せて施行すること(工事の施行につき所長が権限を有するものに限る。)(法十七条一項)</p>			

<p>6 海岸保全区域等に関する調査等のため、他人の土地等に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。(法十八条一項、三十七条の八)</p>		
<p>7 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し、報告等を求め、又は当該職員に海岸保全施設の立入検査をさせること。(法二十条一項)</p>		
<p>8 負担金等を納付しない者に督促し、又は延滞金を徴収すること。(法三十五条一項から三項まで、三十七条の八)</p>		
<p>9 占用料等を徴収し、又は還付すること。(条一条、六条ただし書)</p>		
<p>10 占用料等を減免すること。(条四条)</p>		
<p>11 工事の完了の届出を受けること。(規十一条)</p>		
<p>12 工事の完了又は原状回復等の検査をすること。(規十一条、十四条)</p>		
<p>13 許可を受けた者の住所又は氏名の変更等の届出を受けること。(規十二条)</p>		
<p>14 許可によつて生ずる権利義務を他人に譲渡することを許可すること(1)の許可に係るものに限る。(規十三条ただし書)</p>		
<p>15 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(規十三条の二第二項)</p>		
<p>16 許可に係る場所を原状に回復する必要がないと認めること(1)の許可に係るものに限る。(規十四条ただし書)</p>		
<p>九 砂防法関係事務 法…砂防法 条…香川県砂防指定 地管理条例</p>	<p>1 砂防台帳を調製し、保管すること。(法十一条の二第一項)</p>	
	<p>2 砂防のため、他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を材料置場等として使用し、又は他人の土地に現在する障害物を除去すること。(法二十三条一項)</p>	
	<p>3 砂防指定地内における行為を許可し、又は当該許可事項の変更を許可すること。(条四条一項、八条一項)</p>	
	<p>4 砂防設備の占用を許可し、又は当該許可事項の変更を許可すること。(条五条一項、八条一項)</p>	
	<p>5 砂防指定地内における行為又は砂防設備占用の期間更新許可をすること。(条六条二項)</p>	
	<p>6 許可に代わる国等からの協議に応ずること(3)及び4の許可に係るものに限る。(条七条)</p>	
	<p>7 行為等の許可を受けた者から終了、中止又は廃止の届出を受けること。(条十条)</p>	
	<p>8 行為等の許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更の届出を受けること。(条十一条)</p>	

<p>十 地すべり等防止法 関係事務(国土交通 省所管の地すべり防 止区域に係る事務に 限る。) 法…地すべり等防止 法</p>	<p>9 占用料を徴収し、又は還付すること。(条十二条、十六条ただし書)</p> <p>10 占用料を減免すること。(条十四条)</p> <p>11 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(条十七条二項)</p> <p>12 許可条件に違反した者等に当該行為等の許可の取消しその他の監督処分をすること。(条十八条)</p> <p>13 許可を受けたものとみなされた者から届出を受けること。(条十九条二項)</p> <p>14 許可を受けた者から報告を徴し、又は当該職員に許可に係る土地の立入検査をさせること。(条二十条一項)</p> <p>1 地すべり防止区域に関する調査等のため、当該職員を他人の土地に立ち入らせ、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること。(法十六条)</p> <p>2 地すべり防止区域内の居住者に立ち退きを指示すること。(法二十五条)</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険区域の調査等のため、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場等として一時使用すること。(法五条一項、十七条一項)</p> <p>2 急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為を許可すること。(法七条一項)</p> <p>3 急傾斜地崩壊危険区域の指定をする際に、当該区域内において既に着手している制限行為に係る届出を受けること。(法七条三項)</p> <p>4 法令の規定等に違反した者に対し、当該許可の取消しその他の監督処分をすること。(法八条一項)</p> <p>5 急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずること。(法十条一項・二項)</p> <p>6 急傾斜地崩壊危険区域内の土地又は急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況に関し、当該職員に立入検査をさせること。(法十一条一項)</p> <p>7 国又は地方公共団体以外の者が施行しようとする急傾斜地崩壊防止工事の施行の届出を受けること。(法十三条一項)</p> <p>8 急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者等に対し、必要な報告を求めること。(法二十六条)</p> <p>9 制限行為の許可又は届出に係る事項の変更を承認すること。(規五条)</p> <p>10 制限行為の許可又は届出に係る行為の完了又は廃止の届出を受けること。(規六条)</p> <p>11 相続人等から制限行為の許可又は届出に基づく地位の承継の届出を受けること。(規八条二項)</p>
--	--

十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務
法…急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
規…急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
施行細則

<p>十三 都市公園法関係 事務(栗林公園、坂 出緩衝緑地、香川県 総合運動公園、香川 県立丸亀競技場及び 瀬戸大橋記念公園に 係る事務を除く。) 法…都市公園法 条…香川県都市公園 条例</p>	<p>16 工事の着手又は完了の届出を受けること。(規 十条、規 六条)</p> <p>17 工事の完了又は原状回復の検査をすること。(規 十条二項、規 六条二項)</p> <p>18 許可を受けた者の住所又は氏名の変更等の届出を受けること。(規 十一条、規 六条の二)</p> <p>19 市町長からの報告を受けること。(規 十二条)</p> <p>1 期間が一年以内の公園管理者以外の者の公園施設の設置の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。(法五条二項)</p> <p>2 期間が一年以内の公園の占用の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。(法六条一項・三項)</p> <p>3 現に公園管理者の許可を受けたものの継続許可で期間以外の条件に変更のないものの許可をすること(1及び2の規定により許可したものについては、その期間が許可の更新の前後を通じて一年を超えるものを除く。)(法五条二項、六条一項・三項)</p> <p>4 法令の規定に違反している者等に対し、許可の取消し等の処分をし、又は必要な措置を命ずること(1及び2の許可に係るものに限る。)(法十一条一項・二項)</p> <p>5 公園における営業行為等の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。(条三条一項・三項)</p> <p>6 公園の利用を禁止し、又は制限すること。(条六条)</p> <p>7 条例の規定に違反している者等に対し、許可の取消し等の処分をし、又は必要な措置を命ずること(5の許可及び6の処分に係るものに限る。)(条九条)</p> <p>8 公園施設の設置に関する工事の完了等の届出を受けること。(条十条)</p> <p>9 使用料を徴収し、又は還付すること。(条十一条、十三条ただし書)</p> <p>10 公園生産物の払下げ又は処分をすること。</p>
<p>十四 屋外広告物条例 関係事務 条…香川県屋外広告 物条例</p>	<p>1 知事の指定する道路等に野立広告等の広告物の表示等を許可し、又はその改造を許可すること。(条四条、九条一項)</p> <p>2 禁止区域等における公共的団体の広告物の表示等を承認すること(本庁で承認したものを除く。)(条五条一項四号)</p> <p>3 禁止区域における道標、案内図板等の広告物の表示等を許可すること。(条五条三項)</p> <p>4 許可の条件に違反した者等の当該許可を取り消すこと。(条十一条)</p> <p>5 広告物を表示する者等から広告物等の除却の届出を受けること。(条十二条二項)</p>

<p>十五 下水道法関係事務 法…下水道法</p>	<p>6 条例の規定に違反した者に広告物等の除却等の措置を命ずること。(条十三条一項)</p> <p>7 広告物等を表示する者等から報告を徴し、又は当該職員に広告物の存する土地の立入検査をさせること(本庁で報告を徴し、又は立入検査を行わせる場合を除く。)(条十四条)</p> <p>8 広告物を表示する者から管理者の設置若しくはその変更、その者の氏名等の変更又は広告物等の滅失の届出を受けること。(条十六条)</p> <p>9 広告物等の除却等について代執行すること。</p> <p>1 損傷を受けた公共下水道等の施設に関する工事に要する費用を負担させること。(法十八条、二十五条の十、三十一条)</p> <p>2 公共下水道台帳等を調整し、及び保管すること。(法二十三条一項、二十五条の十、三十一条)</p> <p>3 流域下水道に関する調査等のため、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等として一時使用すること(本庁で立ち入り、又は一時使用する場合を除く。)(法三十二条一項)</p> <p>4 損失の補償について立入り等により損失を受けた者と協議すること。(法三十二条九項)</p>
<p>十六 建築基準法関係事務(高松土木事務所管内を除く) 法…建築基準法 条…建築基準法施行条例</p>	<p>1 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用を承認すること。(法七条の六第一項一、十八条十三項一、八十七条の二、八十八条一項・二項)</p> <p>2 通知書の交付等の手続によらないで、違反建築物の建築主等に対し、仮に、その使用の禁止又は制限を命ずること。(法九条七項、十条二項、八十八条一項から三項まで、九十条の二第二項)</p> <p>3 通知書の交付等の手続によらないで、違反建築物の建築主等に対し、当該建築物に関する工事の施工又はその工事に係る作業の停止を命ずること。(法九条十項、八十八条一項から三項まで)</p> <p>4 建築物の所有者等から構造及び設備等の報告を受けること。(法十二条一項・三項)</p> <p>5 道路の位置を指定すること。(法四十二条一項五号)</p> <p>6 私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限すること。(法四十五条一項)</p> <p>7 応急仮設建築物の三月を超える存続を許可し、又は仮設建築物の建築を許可すること。(法八十五条三項・四項)</p> <p>8 工事中の特殊建築物等の建築主等に対し、当該建築物の使用禁止その他安全上、防火上又は避難上必要な措置をとることを命ずること。(法九十条の二第一項)</p> <p>9 敷地と道路との関係について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。(条八条ただし書、十三条一項ただし書、二十六条ただし書、二十八条ただし書)</p> <p>10 興行場等に関する上乘せ規定について適用除外とすることを認めること。(条二十三条一項)</p>

<p>十七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律</p>	<p>十八 福祉のまちづくり条例関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 条…香川県福祉のまちづくり条例 規…香川県福祉のまちづくり条例施行規則</p>	<p>十九 建築物の耐震改修の促進に関する法律関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…建築物の耐震改修の促進に関する法律</p>	<p>二十 住宅金融公庫法関係事務（高松土木事務所管内を除く。）</p>	<p>二十一 エネルギーの使用の合理化に関する法律関係事務（高</p>	<p>1 特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導等を行うこと。（法四条一項・二項） 2 特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又は当該職員に立入検査をさせること。（法四条三項） 3 特定建築物の建築及び維持保全の計画又はその変更を認定すること（延べ面積が千平方メートル未満で、かつ、三階未満の建築物に係るものに限る。）。（法六条三項、七条一項） 4 認定事業者に対し、認定建築物の建築又は維持保全の状況について報告を求めること。（法十条）</p>	<p>1 特定施設の新築等の内容等の届出及び国等からの通知を受けること（延べ面積が千平方メートル未満で、かつ、三階未満の建築物に係るものに限る。）。（条十二条、十四条、二十二条二項） 2 特定施設整備主に対し、必要な指導及び助言をすること。（条十三条） 3 特定施設整備主等に対し、必要な事項について聴取し、又は当該職員に特定施設等の立入調査をさせること。（条十九条一項） 4 特定施設について、整備基準によらないことを認めること（延べ面積が千平方メートル未満で、かつ、三階未満の建築物に係るものに限る。）。（規四条ただし書）</p>	<p>1 建築物の耐震改修の計画を認定し、又はその計画の変更を認定すること。（法五条三項、六条一項）</p>	<p>1 個人住宅（マンションを除く。）、改良住宅及び特別貸付住宅の設計審査及び現場審査をすること。 2 団体貸付住宅及び個人住宅（マンションに限る。）の設計審査及び現場審査をすること（延べ面積が千平方メートル未満で、かつ、三階未満の建築物に係るものに限る。）。</p>	<p>1 建築物の設計及び施工に係る事項について指導及び助言をすること。（法十五条一項） 2 特定建築物に係る届出又はその変更の届出を受けること。（法十五条の二第一項）</p>
--	---	--	--------------------------------------	-------------------------------------	--	---	--	---	--

<p>二 港則法関係事務 法…港則法</p>	<p>10 港湾施設の使用の禁止等をし、貨物の制限等をし、又は船舶の係留場所の指定等を行うこと。(条 六条)</p> <p>11 総トン数が五百トン以上の船舶(旅客定期船を除く。)(の入港又は出港の届出を受けること。(条 七条)</p> <p>12 港湾施設の占用を許可し、又は当該許可事項の変更を許可すること。(条 八条一項)</p> <p>13 港湾区域内の水域等又は港湾施設における継続の占用を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議(港湾区域内の水域等における占用に限る。)(に依すること。(条 八条一項、規 四条、規 五条)</p> <p>14 港湾施設の使用を許可すること。(条 八条二項)</p> <p>15 占用等の許可を受けた者にその権利の譲渡等をし、又は転貸をすることの許可等を行うこと(1及び12の許可に係るものに限る。)(。)(条 十二条ただし書、規 七条ただし書)</p> <p>16 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。(条 十三条二項、規 八条二項)</p> <p>17 港湾施設に物を放置した者等に対し、その搬出又は撤去を命ずること。(条 十四条の二)</p> <p>18 港湾施設を損傷した者等に対し、その港湾施設を原状に回復するよう指示すること。(条 十五条一項・二項)</p> <p>19 占用期間の満了等に係る原状回復の必要がないと認めること(1、2及び12の許可に係るものに限る。)(。)(条 十五条二項ただし書、規 九条ただし書)</p> <p>20 工事の着手又は完了の届出を受けること。(規 十条、規 六条)</p> <p>21 工事の完了又は原状回復の検査をすること。(規 十条二項、規 六条二項)</p> <p>22 許可を受けた者の住所又は氏名の変更等の届出を受けること。(規 十一条、規 六条の二)</p>
<p>三 海岸法関係事務(国土交通省所管の海岸に係る事務に限る。) 法…海岸法 例…香川県海岸占用料等に関する条例</p>	<p>1 係留施設を船舶の係留の用に供することについて、あらかじめ港長に届け出ること(総トン数が五百トン以上の船舶に限る。)(。)(法五条五項)</p> <p>1 海岸保全区域及び一般公共海岸区域(以下この関係事務において「海岸保全区域等」という。)(内における占用若しくは行為(土石の採取を除く。)(を許可し、当該許可事項の変更を許可し、又は当該許可に代わる国等からの協議に依すること。(法七条一項、八条一項二号・三号、十条二項、三十七条の四、三十七条の五第二号・三号、規十条)</p> <p>2 海岸保全区域等内における占用の許可の更新で許可の期間以外の条件に変更のないものを許可すること。(規五条二項)</p> <p>3 法令の規定等に違反した者又は海岸保全区域等の占用の許可を受けた者に対し、当該許可の取消</p>

規則

<p>しその他の監督処分をすること（１の許可に係るものに限る。）。（法十二条一項・二項、三十七 条の八）</p>	<p>4 海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画を承認し、又は当 該承認に代わる国等からの協議に応ずること（施行面積が三百平方メートル未満のものに限る。）。 （法十三条）</p>	<p>5 海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等を当該施設に関する工事と併せて施行 すること（工事の施行につき所長が権限を有するものに限る。）。（法十七条一項）</p>	<p>6 海岸保全区域等に関する調査等のため、他人の土地等に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等 として一時使用すること。（法十八条一項、三十七条の八）</p>	<p>7 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し、報告等を求め、又は当該職員に海岸保全施設の 立入検査をさせること。（法二十条一項）</p>	<p>8 負担金等を納付しない者に督促し、又は延滞金を徴収すること。（法三十五条一項から三項まで、 三十七条の八）</p>	<p>9 占用料等を徴収し、又は還付すること。（一条、六条ただし書）</p>	<p>10 占用料等を減免すること。（条四条）</p>	<p>11 工事の完了の届出を受けること。（規十一条）</p>	<p>12 工事の完了又は原状回復等の検査をすること。（規十一条二項、十四条）</p>	<p>13 許可を受けた者の住所又は氏名の変更等の届出を受けること。（規十二条）</p>	<p>14 許可によつて生ずる権利義務を他人に譲渡することを許可すること（１の許可に係るものに限る。）。 （規十三条ただし書）</p>	<p>15 相続人等から許可に基づく地位の承継の届出を受けること。（規十三条の二第二項）</p>	<p>16 許可に係る場所を原状に回復する必要がないと認めること（１の許可に係るものに限る。）。 （規十四条ただし書）</p>	
<p>四 国有財産法関係事 務 法…国有財産法 政…国有財産法施行 令</p>														
<p>1 当該職員を他人の占有する土地に立ち入らせ、又はその通知をすること。（法三十一条の第二 項・二項、政六条十項）</p>														
<p>2 国有財産の境界について協議し、確定すること。</p>														
<p>3 国有財産に関する登記を囑託し、又は登記承諾をすること。</p>														

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年十月一日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料)月極二千五百円



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています